

平成18年度決算特別委員会会議録

平成19年10月23日(火)

(開 会) 10:01

(散 会) 16:14

○ 委員長

只今から、平成18年度決算特別委員会を開会いたします。この際、委員会の運営方法についてお諮りいたします。本日からの実質審査につきましては、お手元に配付しております平成18年度決算特別委員会の審査順序に記載のとおり、審査していきたいと考えております。

最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑、2番目に、各款ごとの質疑に入ります。お手元の資料に示していますように、歳出は6つに、歳入は3つに区切って質疑をしていただきます。また、質疑は通告されているものから行っていただき、その後で、通告以外の質疑があればお受けしたいと考えております。

3番目に、一般会計に対する総括質疑を行い、討論、採決については保留して最後に行いたいと思います。

4番目に、特別会計の審査に入ります。特別会計につきましては、歳入歳出を一括して質疑を行っていただきます。なお、討論、採決につきましては、一般会計と同様に保留して最後に行いたいと思います。

5番目に、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書、歳入歳出決算成果説明書に対する質疑を行っていただき、最後に一般会計から特別会計の順に討論、採決を行いたいと思います。

以上のように、委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議ないようですから、そのように運営させていただきます。

次に、審査を行います過程で、各款または各特別会計に関係のない職員で事務に支障を来す場合には、各職場で仕事をさせていただくこととして退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議ないようですから、そのように取り扱いをさせていただきます。

最後に、執行部の皆様に要望いたします。この委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、審査を行う款に関する課の方は、できるだけ前方の席についていただき、各委員からの質疑に対してはその内容を確実に把握され、はっきりと的確に答弁をしていただきますように、特に要望しておきます。また、審査対象となる方々につきましては、随時交代して、前の方に着席していただきますようお願いいたします。

それでは、審査に入ります。最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

○ 永露委員

おはようございます。まず、中に入る前に、監査事務局ですか、監査委員かにお尋ねいたしたいと思いますが、今回もらっております色つきの監査意見書あります。この表題が飯塚市歳入歳出決算および基金運用状況審査意見書というふうになっております。で、私ども、これまでこういう表題について、特別何ら不思議にも思っていなかった。これが当たり前みたいにしていただくとすけれども、いろいろ考えると、この表題少しおかしいんじゃないかなと思うんですね。意見書というふうになっておりますけれども、まず最初にお尋ねいたしますけれども、何でこれが意見書なのか。意見書という表題のつけ方について、おわかりであればお聞かせください。

○ 監査事務局長

これにつきましては、地方自治法第233条第2項および同条241条第5項の規定に基づきまして、市長から審査の付されました件につきまして、うちの方が一般会計および特別会計の歳入歳出並びに証書類、その他政令で定められました書類と基金の運用状況を審査いたしまして、その結果を別紙により報告いたしておるものでございまして、タイトルがそんなふうになっております。

○ 永露委員

今言われました。それで、いわゆる自治法の監査委員の権限等に関する199条ありますね、自治法199条。ここで199条の8項に、いわゆる議会その他に対して報告が義務づけられているわけですね。それで、次の9項に、これは昭和29年に改正があって追加された項目なんですけども、組織および運営に関して、組織および運営の合理化に資するために意見を提出することができるというふうになっているわけです、意見を提出することができるというふうになっているわけです。これは、監査委員に対する権限が付与されたわけですよ、権限が強化されたわけです。でもこれは、意見については義務づけではないんです、意見自体義務づけじゃないんです。意見があれば、それを積極的に意見を提出しましょうと、してくださいということに自治法でなっているんです。ですから、義務づけられているのは、監査報告なんです。わかりますかね。わからんならわからんって言ってください、わかりやすいように言いますから。それで、監査報告が義務づけられているわけです。意見については権限が付与され、意見を提出することができるようになっておるんです。ですから、厳密に言えば、この冊子は、審査報告書が妥当じゃないんですか。

○ 監査事務局長

今の御指摘の199条というのは、監査委員の職務権限の範囲が記載されておまして、今私どもが御報告させてもらっておりますのは、あくまでもただいま申し上げました地方自治法に基づいて、市長から審査に付されました部分につきまして、決算審査の意見ということで提出いたしております。

○ 永露委員

ですから、監査委員がこういう文書を、これは義務づけられていますね、議会にも。義務づけられておりますのは、報告が義務づけられているわけです、報告が義務づけられておるわけです。意見は義務づけはされていないんですよ。意見は提出することができるというふうになっているだけです。意見がなければ意見は言わなくていいんですよ。何も意見を言うことなければ、意見は提出することないんですよ。だから、義務づけられているものは、報告でしょうがということを行っているんですよ。199条に監査委員の権限として書いてあるじゃないですか。監査委員は義務づけられているんですよ、報告が。道租監査委員いかがですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:11

再開 10:14

○ 監査事務局長

今御質問の飯塚市歳入歳出決算および基金運用状況審査意見書の表題につきましては、私どもが市長から、これを依頼を受けておりますのは、決算審査の審査についてになります。これは審査は法第233条の2項によるものです。今御質問の199条、これは監査になります。監査と私どもがやっております監査委員が行う監査の種類と報告の中では、監査と審査というのは、別のものというふうに取り扱いが行われております。ですから、今、御質問の199条の4は、監査の部分に属するかと思います。で、審査の方でこの意見書をつくらさせていただきますので、意見書という表題をつけさせていただきます。

○ 永露委員

今るる言われましたけれども、私は、あくまでもこの書類につきましては、少なくとも、審査報告および意見書というふうに、やっぱり変えるべきだと思っております。このことは、またそれについては、少し詳しく精査されてください。要望いたしておきます。

それと、法の改正によって、せっかく監査委員に対する権限が強化されたんですね、29年に。そこで意見書が、意見を提出することができるようになったわけです。それに基づいて、この表題では意見書になっておりますが、意見書の中で、それぞれの所管について監査委員としての意見が述べられてあります。ただ、意見の述べ方について、結び等で、まとめのところでいろいろな要望等がなされておりますけれども、その大部分が何々するように努めてくださいとか、留意してくださいとか、さらなる努力を期待します、特に要望します、対策を講じるよう要望します、大体そういったたぐいのもので結ばれておるわけです。私は、まず最初に聞きますけれども、こういう形での監査委員は、意見を述べられてあるわけですか。

○ 道祖委員

意見書ですから、意見ということで御理解いただきたいと思えます。

○ 永露委員

あなたにとっては、これが意見だろうと思うんです。ただ、もともとこの9項によって監査委員の考えが強化されたことは、こういうことを述べなさいというものではないだろうと思っているんですよ。少なくとも、政策に余り突っ込んだことは、もちろん監査委員といえどもなし得ないと思えます。ただ、そういう非常に改正、改定をすべき問題等については、ある程度の方向づけ等を含めながら指摘、要望をするという方法をとるべきだと、これが9項に定められている権限の付与だと私は思っているんですけれども、監査委員はいかがですか。

○ 道祖委員

質問議員さんの考えは考えとしてあるかとは思いますが、今回、私どもが提出させていただいているのは、我々の意見だというふうに御理解いただきたいと思っております。

○ 永露委員

もうそう言うていただくなれば、もう私との考え方の違いですから、もうそれで結構です。終わります。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

ないようですので、監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

では、「認定第1号 平成18年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。各款ごとの質疑に入ります。

まず、第1款議会費および第2款総務費、99ページから131ページまでの質疑を許します。なお、質疑をされる際には、事項別明細書のページ数と費目を示して質疑をされますようお願いいたします。まず、質疑事項一覧表に記載されております上野委員の質疑を許します。

○ 上野委員

おはようございます。上野でございます。103ページ、総務費、文書広報費の13節の中の文書管理システム維持管理委託料52万5,000円についてお聞きをしたいと思います。この委託内容、どのようなものでしょうか。

○ 庄内支所総務課長

文書管理システム維持管理委託料についてお答えいたします。

委託業務内容は、庄内支所文書管理システムについて、その運用指導と維持管理指導を行ってまいりました。具体的には、年度末におけるデータ工事修正の作業支援や検索利用、既登録ファイルの変更に関する日常業務における運用指導、事務室内資料の控え、年度末廃棄作業や作業後のデータおよび表示修正に関する措置指導などを行ってまいりました。

なお、合併後の文書に関しましては、新市統一方式による紙ベースの台帳管理のため、合併後の文書制については、本システムは介在しておりません。よって、現在の利用状況は、支所における合併前文書の検索や廃棄等の管理業務にのみ使用しているところでございます。

○ 上野委員

つまり、旧庄内町には、文書管理システムというのがあったんですが、合併後から現在までは紙ベースの作業に戻しているということだというふうに思います。支所を含めた人員削減、それに伴う職員さんの作業量は、非常に多く煩雑になってきていると思われれます。効率的な作業を進める上でも、このシステム、全市的に広げることはできませんか。

○ 総務課長

現在、同システムは、庄内支所のみで利用しております。なお、全庁的な文書管理システムにつきましましては、現在、総合計画、実施計画に盛り込むよう検討中でございますが、情報公開制度の確立や文書管理のルール化、こういったものを一体的な業務として実施する必要がございますところから、平成20年度以降、足かけ4カ年をかけまして、約1億円の費用を投じてシステムの構築を図らなければならないのではないかと考えております。

なお、この費用の内訳といたしましては、文書管理のルール化とマニュアルの作成、それから、職員の研修等に約500万円ほど、それから新ルールに沿いまして保存、廃棄文書の選別、保存リスト等の作成など、文書整理作業に約5,000万円ほどかかるのではないかとこのふうに見込んでおります。また、システムの導入につきましましては、約4,000万円ほどかかるというふうに考えております。

期間でございますが、中でもこの文書整理作業というところに長期間を要するというふうに考えております。

○ 上野委員

非常に大きなお金と時間が要するようですが、財政難とはいえ、もう一部分ではこういう進んだシステムが既にあるわけでございますので、長期的な市民サービスの向上という観点からも、情報漏洩については十分気を配っていただきながらも、早急な対応、今計画に盛り込むようにというふうに計画をされているということですので、次年度以降の予算や対応も聞きたいのですが、決算委員会ということでございますので、この件に関しましては、強く要望をさせていただいて質問を終わらせていただきます。

○ 江口委員

おはようございます。105ページ、会計管理費の中の13節役務費ですね、指定金融機関派出所事務取扱手数料735万円というふうな決算になっております。この費用について、合併前に関しては、指定金融機関について、これだけの多額の手数料を払っていなかったかと思っております。この額の根拠並びに、そうなった経緯についてお聞かせください。

○ 会計課長補佐

指定金融機関派出所事務取扱手数料についてお答えをいたします。指定金融機関による派出所事務取扱人員は、本庁に3名、穂波支所、筑穂支所、庄内支所、穎田支所にそれぞれ1名の、合計7名に対して事務取扱手数料を1人当たり100万円でございます。これは税別でございます。平成18年度から支払っております。また、指定金融機関の協力によりまして、予算外、これ無償であります。事務取扱社員パートを、本庁に2名、穂波支所に1名を追加派遣していただき、実態としては10名による公金の事務取扱事務を行っているところでございます。

この指定金融機関からの派遣社員に対する人件費の一部負担は、県内では、本市を含め12の自治体において支払われているところでございます。

○ 江口委員

金額の経緯、なぜこの735万円という、そこら辺についてお聞かせいただけますか。

○ 会計課長補佐

派出所事務取扱手数料を支払うことになった経緯でございますが、平成14年から、これまで文書で3回ほど、指定金融機関・福岡銀行から要望書の提出があり協議を行ってきたところでございます。

1番目としまして、派出所窓口時間の短縮についてということで、午前8時30分から午後5時までを午前9時から午後4時までに、それから、窓口収納手数料を無料から1件30円へと、最後になりますが、派出所社員の人件費の一部負担についてということで1名100万円、その7名分で735万円等々の要望が出されておりました。

また、そのような時期に、平成15年10月には、全国都市収入役会を初め、全国知事会、全国市長会、全国町村会等に対して全国地方銀行から指定金融機関等に係る適正なコスト負担について要望の提出もあっておりました。

このような経緯の中、派出所事務取扱手数料について、指定金融機関の福岡銀行と協議を重ねてまいったわけでございます。その協議の内容は、派出社員フルタイム契約社員でございますが、1人当たり年額基本給300万円と保険料等の雇用者負担が60万円、総額360万円程度、またパート社員、月15日以内の経費が150万円程度の人件費がかかっていると。よって、金融機関としては、1人当たり100万円、税別でございます、の人件費等のコストの一部負担をお願いしたいとのことでございました。

以上のようなことから、他の自治体の状況等を考慮しながら幾度となく協議を重ねた結果、平成17年12月に協議が整い、公金取扱事務に係る経費に関する協定書を交わしました。平成18年4月1日から実施しているものでございます。

それと、ほかの要望でありました派出所窓口時間の短縮や窓口収納手数料の無料から有料へのことについては現状維持となっているところでございます。

○ 江口委員

やはり、それ相応の事務をしていただくに当たっては、それなりの対価を払うっていうのは当然のことだと思っております。果たして、それが対価として適正かどうかというふうなことになるかと思えます。以前、この金額に上がる前は、非常に安価だったと記憶しておりますが、その金額がどうあったのか、それと、あわせて、適正かどうかを見る上で、言われたように、事務をしている内容からすると、それでも一部ですよ、すべての金額、かかっているコストをお支払いしているわけではない。

そこには、やっぱり指定金融機関という部分、それをとることのメリットが含まれているかと思えますが、その点についてどうお考えかお聞かせいただけますか。

○ 会計課長補佐

手数料につきましては、1年間1万500円でございます。

それから、指定金融機関等に係る適正なコスト負担についてということで、収納支払い業務、指定金融機関業務は、地方自治法に基づき、金融機関が取り扱っておりますが、これは本来行政事務の一部であります。これにかかわるコストは、収納資金の滞留、公金の預滞金取引、地方債の引き受けなど、資金取引による収益を前提に、長年にわたり、金融機関に負担をしていただいております。しかし、近年、地方公共団体においては、こうした取引形態が考慮しないままに資金取引においてのみ入札制など、市場原理に基づく取引方法が導入されたり、ペイオフ解禁に向けた検討を契機に運用資産の多様化や資金取引の条件の見直しが進められてきました。その結果、指定金融機関には、収納、支払い、コスト負担だけが残ることになり、地方公共団体が必要なコストの一部を負担しなければ収納支払い業務の取り扱いを継続することが難しい状態となってきているところでございます。

以上のようなことから、地方公共団体の業務遂行に必要な行政コストとして、指定金融機関に対して事務処理に見合ったコストの一部を負担することになったわけでございます。

○ 江口委員

以前の金額、確かに、今から考えるととてもそれでよくやっていただいたという金額だと思っております。それで、ある意味大幅に上げたわけですが、それについても理由があると思っております。ただ、指定金融機関というものの選定に関して、現在、福岡銀行さんでお願いをしております。旧1市4町すべて福岡銀行さんでしたので現在については、そのままというふうな形になった。それについては理解をしますが、これから後、やはり今でも福岡銀行さんに、負担を強いている部分がある。となると、その整理も底面ではしておかなくてはならない時期が出てくる。そして、またほかのところが手を挙げてくることも、うちがやらせていただけませんかということが出てくることがあるかと思っております。ぜひそのときに向けて一定の整理をお願いして、この質問を終わります。

○ 人見委員

同じく105ページになるんだろうと思います。資料も出していただいておりますが、公用マイクロバスの運行状況についてでございます。この資料では、2台、マイクロバス表示されておりますが、合併前の1市4町では、トータルもともと何台あったのか、そこからお願いをいたします。

○ 管財課長

1市4町の合併時ですが、各市町1台ずつございました。全部で合計5台、合併時ありました。

○ 人見委員

平成18年度でございますので、これは合併後早速2台に絞られたということだと思いますが、その残りの3台がどうなったのか、そして、この2台に絞った理由等について、その経過はいかがでございましょうか。

○ 管財課長

現在2台です。3台は、旧筑穂町の車がございましたが、これはサンビレッジの方で使用されております。

それから、旧飯塚市の車は、平成2年式で平成18年3月に車検切れいたしております。また、旧穂波町の車は、平成3年式で平成18年の9月に車検が切れております。現在使用しています車2台につきましては、平成4年式と平成5年式でございます。それで、今のところ新しいもの2台を残したということでございますので、よろしくお願いたします。

○ 人見委員

そもそも5台あって2台は車検切れ、1台はサンビレッジで使用しているということでございますが、要は、その2台に絞った理由はどうなのか。車検が平成18年の3月と9月に切れていると。車検を受けていない、この分も含めて2台に絞った理由、またサンビレッジで使用するという方向に決めた経過、そのあたりを聞いているわけですけど。

○ 管財課長

もう一度お答えをさせていただきます。まず、2台に絞った理由でございますが、先ほど申しましたとおり、車が平成2年と3年式で古かったのと、それから、一応合併時に協議の中で専用の運転手を1名というところでございます。それから、一応補助といたしまして、整備担当の嘱託職員がおりますが、この分を含めまして稼動するには2台が精いっぱいではないかということで2台に絞らせていただきました。

○ 人見委員

もともと1市4町合併する前は、それぞれ5台については、この専用の運転手や整備担当の臨時的、また嘱託の職員と、そうした職員の配置についてはどのようになっておったのかわかりますか。

○ 管財課長

1つの例で申させていただきますと、旧穂波町におきましては、職員が1名、運転手がおり

ました。その方については、現在穂波支所の技能員といたしますか、建設の方にたしか異動になっておりますので、ちょっとほかの運転手さんについては、ちょっと現在のところ、ちょっと調べ合わせておりません。

○ 人見委員

ほかのところはわかりませんか。おれ知っちょうと、庄内町のことやったらおれ知っちょうと、穎田町のことやったらおれ知っちょうという人いませんか。

○ 庄内支所総務課長

庄内支所の運転手さんにつきましては、今、社会・障がい福祉課に今配属になっていると記憶しております。ハーモニーの中で、今勤務していると記憶しております。

○ 人見委員

それぞれ1市4町で運行していたときは、それぞれ担当の運転手がおられたと、これ2台になったので、それぞれ異動も含めて、今は別の職場で働いておられると、こういうふうなことです。今回、この2台について、平成18年の4月から平成19年の3月に至るまでに利用回数というか、利用状況がここで示されております。そもそも飯塚市、旧飯塚市においては、どういう基準というか、どういう対象事業というか、そうしたところで使っていたのか、各4町はどういうふうな使い方をしていたのか、おおよそ概略でいいですが、お聞かせ願えますか。

○ 管財課長

1市4町の合併時に財産分科会の方でいろいろ協議をさせていただきましたが、俗に申します、公用マイクロバスの使用基準というものは、旧飯塚市しか持っていませんでした。各4町については、明確な基準がございませんでした。合併時にそのマイクロバスの運用基準状況の下に、公用マイクロバスの使用基準というのがございますが、これについては、旧飯塚市をもとにしております、ほとんどそのとおりでございます。そこの4行目に「使用を認める用務について」ということで、議員の送迎、市職員の現地視察、市が主催・共催、または後援して、担当課長が公務として位置づける事業の用に供する場合、必ず担当課の職員が同行するものとするということで、なお、公費から何らかの補助金等の支給を受けているのは対象外とするということで、そこの4つほど書いておりますが、旧4町につきましては、明確な使用基準はございませんでしたが、任意団体、例えば、老人クラブ、子供会、それから、地域の例えばキャンプとか、そういうのも送り迎えはしておるということで聞いております。私旧穂波町でございますが、穂波町の場合も公務として位置づけて、そういう老人会とか、それから子供会とか、学校の関係とか、いろいろ送迎はいたしておりました。

○ 人見委員

それを伺って、この年間件数1号車は70回、2号車が31回、計101回の中で、最も使用頻度が高かったもの、これで言うと使用を認める用務について、議員の送迎、なお、議会事務局の使用を最優先とすると、こういうふうな(1)から入っているんですけども、この平成18年度の101回の中における議会関係以外の分は何件くらいあるのか。

○ 管財課長

済みません、時間をとらせまして申しわけございません。

一応、議会関係以外の件数ということまではちょっと把握いたしておりませんが、主に、議会関係以外につきましては、農業委員会が毎月あっております。それから、財産管理審議会、これも大体1月に1回あっております。それから、主に総務関係の職員の研修、その送迎が主でございます。それから、御存じのように、5月には車いすのテニス大会の障がい者の関係が多ございます。それから、あとは例えば、教育委員会とか、経済部とか、そういう視察関係もいろいろ研修関係に、一応使用いたしておりますので、議会関係につきましては、件数にいたしましては、これで見ますと12回ぐらいでございます。

○ 人見委員

それで、もうほとんど議会および行政絡み、それ以外で上げると、車いすのテニス大会、このときの送迎用というだけでございます。で、これからすると、使用も認める、その使用基準の中で見ますと（１）の議員の送迎、（２）の市職員の現地視察研修等と、で、要は、この（３）のところの財産管理何とかと言われていました。これが※印の（３）の例として①から④まであります。この中に①の委嘱した委員の研修視察等と、農業委員会につきましても、これに該当するのかもしれませんが。さように、せめて議員、議会、職員、そして、委嘱した委員の研修視察ということだと思えます。そこで、その※印の（３）の例として、②、③、④とあります。そして、（４）市長が特別に承認したものと、最後必ずこういうふうなくだりがあるわけですね、（４）なんかはね。で、要は、１０１回の運行、２台で１０１回の運行でございますが、この②、③、④を初め、こうしたマイクロバスの使用の要望が平成１８年度どれくらいあったのか、なかったのか、そのあたりはいかががでしょうか。その団体等、およそわかればお聞かせ願いたいと思えます。

○ 管財課長

今、（３）の※印の例でございますが、①から④まででございます。それで、この②番の県の主催事業で市に協力依頼があったもの、それから、市の代表として各種行事参加者を送迎する場合と、それから④番の身体障がい者の参加者大会に付随する用務ということでございますが、④番につきましても、先ほど申しました車いすテニス大会等が主でございます。それから、市が委嘱した委員につきましても、１つにつきましても、食中毒予防のそういう委員さんとか、図書館運営協議会の視察とか、それから、交通安全大会とか、そういうのに利用をいたしております。

それから、消防団関係の消防操法大会とか、これもいたしております。それから、議員が言われますように、いろいろ要望があったのもございます。食生活の改善推進大会の送迎、それから、今まではお金をとりました支部の衛生連合会の研修の送迎、そういうのは、それから中学校の体育連盟の大会の送迎、そういうものにつきましても、うちの方でちょっとこの中の③番に該当しないということでお断りをした例もございます。

○ 人見委員

お断りをした例もあるという話しをしたいわけですが、旧飯塚市の場合でもやっていたことがあるんです。それで、合併前の各町の使用されたその状況等が常に旧飯塚市の方々、耳に入り、目にとまりしていたわけですね。それで、何とかならないのかという話を、旧飯塚市のときもやってきたわけです。そういうふうなことからすると、合併すると台数もふえるから、活用範囲というか、今まで旧飯塚市で狭められてきたこのマイクロバスの要望が拡大されていくのではないかと、合併を楽しみにしておいてくださいと、このような話しをしておったんですが、結果的には、２台しかなくて、現状はこういうふうなことで今言われたような要望についてもお断りをしたというような話しになっちゃったわけですね。で、今言われたような要望についてもお断りをしたというような話しになっちゃったわけですね。

それで、旧町でやってこられた、その使用のあり方、これが全く認められないのか、いや、認められる範囲のものであるのか、財政効率だけで職員のそうした手当を減らすということだけで今回２台にしたのか、さらには１台にするのか。要するに１０１回ですよ。そうやってみると、ますます狭めていこうとされるのか、まず、そういうふうな疑問がふつふつと沸いてきますので、まず旧町の使用のあり方というのは、何らか法に触れてきたのか、法の網を逃れてきたのか、いや、そうではないのか。この旧飯塚市にあった、この使用基準というのが、がちがち、こうした公共のマイクロバスの使用のあるべき姿なのか、こうでないといけないのか。この２点、旧町時代が何でだめだったのか、それを平気でやってきたのかと、法律も条例もそうした一切を無視して運用されてきたのか、飯塚市のこの基準でないといけないのか、その２点

ちょっとお聞かせ願えますか。

○ 管財課長

この資料の中にもちょっと書いておりますが、平成11年の10月に福岡の陸運支局長から通達が来ております。各町、市も町も一緒ですけど、県内全部だと思います。自家用バスについては、市町村が持っている自家用バスにつきましては、市町村職員の送迎、それから、市町村が保有する公共施設の利用者の送迎、それから、市町村が主催する行事等、仕事のため市町村がする業務のために限られます、という通知なんです。

その中で、最後に、市町村以外の団体が主催する諸行事への参加者の送迎は、使用範囲を逸脱したものと判断されますので、そういう事例があれば改善をするようにというような内容でございました。

それに基づきまして、各1市4町も、その逸脱しないような、ぎりぎりの線といいますか、そここのところで運用はされてきたと思いますが、飯塚市の使用基準が一番はっきり申しまして厳しゅうございました。

それでも、これは合併のせいにするわけじゃございませんが、合併協議会の中で、飯塚市の使用基準でいこうということでございますので、旧町の、と言われるように、法律にどうのこうのとか、そこまではちょっと私どもも考えておりませんが、公務として位置づければ、マイクロスバスは運用できますという陸運局の近ごろ電話いたしまして確認はいたしております。

○ 人見委員

平成11年の4月に通達が来た。合併まで六、七年ありますが、その間、ぎりぎりこの通達に沿った改善がなされて、旧4町は、来た経緯というか、経過がありますか。それまでは、こういうところにも使用しておりましたが、この通達以降は、これは対象から除外しましたとかいうようなことがありますか。

○ 管財課長

まことに申しわけないんですが、旧穂波町では、余り変わらない運用であったと今頭の中では、そんなふうに認識しております。

○ 人見委員

それと、つぶさに私も黙認、目撃したわけじゃ、目にしたわけじゃありませんけれども、機会があれば見てみたいと思いますが、例えば、先ほどの中体連の話にしても、多分、私は今でもそれぞれ市町村の、そうしたバスはそういう大会に来ているだろうと、このように思うんです。やれないわけがないんじゃないかというような気がどこかでしていますし、現実には、今でも多分あるだろうと、このように思っておるんです。これはまた見ておきたいとは思いますが、今回、中体連の要望、要請を断ったと言われましたが、理由はバスの手配ができなかったのか。この基準に照らして、やっぱり、特に3番目、市の代表として各種行事参加者を送迎する場合とか、このあたりに、私は該当させてもおかしくないと思うんですけれども、断った理由は何だったのか、具体的に、この中体連に限ってでもいいですが、お願いします。

○ 管財課長

今、議員言われますように、③の市の代表としてという各種行事参加者を送迎する場合には該当するかと思いますが、その上の方の③の下の方で、私がお断りいたしましたのは、公費から何らかの補助金等の支給を受けているものは対象外とするという中で、ちょっとお聞きしましたところ、大会参加者に助成金等が支給されていると、金額はもちろんわかりませんし、旅費かも何かしれませんし、ちょっとわかりませんが、そういうのは支給されているというところでお断りを申し上げたところでございます。

○ 人見委員

それは、その中体連に補助金を出しているわけ。それとも、その市を代表するチームの選手、ここに参加費なんかが助成されている、そういう参加費なんかが取られているの、一人一人か

ら。選手一人一人から、大会参加費なんかが徴収されているの、そういうふうな大会っていうのは、どうなのか。

○ 管財課長

済みません、説明が悪くて、大変申しわけございません。市の代表として参加された選手に対して、旅費等って言ったら失礼ですけど、そういう助成金が出されていますので、重複になるというような考えでございます。その参加する選手に対してですね。

○ 人見委員

となると、そんなことでやりよったら、市の職員や議員は、何も市から出ていないの。そんな話になっていかんかな、余り詰めていきよったら。そういうことよりも、飯塚市を、町を宣揚してくれる、そうした意味合いの方が強かったんじゃないんですかね。各町のそうした過去の運用のあり方についても、やっぱりおらが町という意識をしっかりと持つことに大きな意義を求めていたんじゃないの。それは、やっぱり事故だとか、何だとかという心配は片方ではしながらも、それよりも、やっぱり町を挙げてそういう支援をしてあげようと、していこうと、こういうふうな気持ちの方が強かったんじゃないの。ことしは、今日も載っていたですね、市長が、飯塚高校の九州大会の出場報告を受けておられました。甲子園の予選のときも応援に行かれたという記事も載っていました。庄内ジャガーズ、あれの優勝戦も、あえて市長は時間を割いて、やっぱり応援に行かれています。ある意味ではそうした思いの一環じゃないのかなという思いがするから、でき得る限り、そういう意味ではでき得る限り支援をするという姿勢の中で、それがきちんとして、後はこうしたものに照らして、どこにかかわりを持たせるのか、かかわるのかということがありさえすればいいのかなという気が強くするわけですね。食の安全推進、食生活か、あれも、旧飯塚市のときに、カットされそうになっていたんですよ。だけど、おかしいんじゃないかと。市を挙げて食の安全の推進を、ある意味では願いをし、そして、推進していただく、啓蒙していただく、そういう立場の人たちが、県の大会が行橋かどこかであるときだったと思いますよ、それを旧飯塚市は断っている、断りかけていたんですよ。そういうふうな経過があったんですよ。何かしら、そういう意味では、市長の思いというか、協働という意味合いの中でも本当に、この使用基準に照らして2台あって101回のバスの運行が果たして市民のそうした方々の思いに伝えらえておるとは、どうしても思えんとですが、このままいきますか。車検も受けていないという2台については、もうこれ何らか、処分なり、何なりを考えてもう2台以上はふやさないと、さらに、2台を1台にしていくとか、行革の中で話しが出ているんですか。どういう方向性をお持ちなのかお聞かせください。

○ 管財課長

現在、バス2台ございますが、車検切れのバスの2台につきましては、一応今のところ再車検を受ける予定はございませんが、2台のバスで稼働率をもう少し上げまして、対応はしていきたいと考えておりますし、先ほど答弁いたしました、陸運支局長からの通達のもう一度確認をさせていただきまして、運転手の確保等もございまして、交通事故が起きた場合の市有物件共済会の保険の適応確認等の整理を行いまして、使用基準の見直しについて考えていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 人見委員

言えば切りがないぐらい各少年スポーツ団だとか、もろもろ普段からそういう意味では育成に当たっておられる方々、御父兄の方々、何より、そこに切磋琢磨しながら成長を図っておる子供たち、この子供たちがやっぱり市を代表したり、県を代表したり、時には、西日本を代表したり、そうした意味でのやっぱり成長を遂げて行っているわけですね。市長の思いもそういうところがあるんだろうと思うんです。

それで、ともかくそうした場面で、単に、マイクロバスのことを私とはやくくっていか、突き詰めてとかいうつもりはないんですが、限りがあるから、バスは2台しかないし、何らか

ぶつかれば使用できないし。だけど、何かしらやっぱり伝右衛門邸じゃないけれど、市を代表して、飯塚市を代表してこうとかいうような場合に、できるだけ広く薄く、何か支援を、市を挙げて町ぐるみで支援できるような、何かこうあり方をぜひとも生涯学習になるのか、教育委員会になるのかわかりませんがね、何か考えていけないのか、まさにそうした意味でも、共に市と行政と市民が何らかやったり協働した、そういう形としてあらわされる、そうしたものを、何かこう仕組みとして考えられませんか。

そうすると、この基準だって、もう少し見直してもいいのではないかと、さらに細部に、例えば、中体連であったら九州大会に行けばとか、何かそこに、細かく旧飯塚市のときにも行ったんですよ、私は筑穂町出身ですので、筑穂町のバスで昔行ったことがあるんですよ。やっぱり、町のバスで行ったら、どことなし子供の心にも、町に対する感謝というか、誇りというか、そういうふうなものを何かしら薄ら薄ら感じながら成長を図って行くんですよ。思い出話の1つでもやっぱり出てきちゃうんですよ。それがやっぱりふるさとに対する、そうした何か事があったときに、役に立てる自分でありたいとか、こういうふうな醸成につながっていくんじゃないか。こういうふうな観点が、1つ基礎理念としてないと、幾ら協働、協働と言ってもという気がしてくるんで、もう1回言いますが、マイクロバスに限らず、このことはこのことでもしっかり検討してもらって、そのほかに、そうしたシステムを考えられませんか。だれがいいんだろう、総務部長、教育長、このあたり何かないですか、名案は。

○ 総務部長

今、人見委員のお話を聞いておまして、確かに、マイクロバスについては、今担当課長が言いましたように、いろいろな制約の中、あるいは13万人の方々を、やはり市としては公平に取り扱わなければならないというふうな問題がございまして、例えば、学校関係おりますと、対象が1万人ということで、なかなか難しい面がございまして、それで、資料に出しておりますように、101回の使用回数ということでございまして。これは車検とか、修理あるいは整備、いろいろ考慮した中でも、やはりこの稼働日数というのは、ふやすことができるんじゃないかと、また、やはり今言われました公用車でございまして、やはり有効に活用すべきだと思っております。今いろいろ思いも言われましたけども、それも含めて、関係部署ともちょっと調整をしながら、マイクロバス最大限に活用していける方向を見出したいと思っております。

○ 人見委員

要望を言っておきます。ともかく、でき得る限り、そうした要望にはこたえて、マイクロバスの運行については使用基準の拡大をお願いしたいと。それと、もう一方で、要するに議会、それから、市職員、このあたりについてもやっぱり見方、考え方を少し考えなきゃいけないところがありはしないか。このあたりも2件、検討をお願いしたいと、具体的には、そのことを要望して終わりたいと思います。

○ 委員長

では、暫時休憩いたします。再開を15分としたいと思います。

休 憩 11:07

再 開 11:14

○ 八児委員

それでは、109ページ、企画費の中の委託料、ホームページ管理委託料についてちょっとお聞かせ願いたいと思いますけれども、一応、ホームページがありますので、これのアクセス件数と合併前とか、旧町においてとか、そこら辺までわかれば、ちょっと教えていただきたいと思いますが、アクセス件数を、これ毎日ですかね、それとも1週間ごとですかね、わかれば、そこら辺までお願いしたいと思います。

○ 情報推進課長

旧1市4町のアクセス件数につきましては、私の方ではすべて把握はしておりませんで、今、

現時点でのアクセス件数につきましては、大体月平均で約5万件のアクセス件数があります。特に、伝右衛門邸の公開になりましたからは、非常にその部分のアクセス件数がふえているという実態はございます。

○ 八児委員

今お聞きしましたように、本当に月に5万件という大変な数のアクセスがあって、実は、私は今いろいろ調べるときに、他自治体の状況も調べておりますけれども、その中に、やはり目立つのが、一番下の方に、やはり企業広告とか、そういうのがかなり今どこの自治体もやっぱり取り入れて、ホームページ上に載せておるわけですね。

で、現実には、今飯塚市においては、そういうのがありませんので、ぜひ、これは収入につながるとは思うんですけども、どうでしょうか、ぜひそういう企業広告をホームページ上に載せて、少しでも収入を図っていくということにもつながってくるし、いろいろな意味で飯塚市が広がっていくという形になってくると思うんですけども、そこら辺のお考えについて、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○ 情報推進課長

今委員御指摘の件に関しましては、行財政改革の検討項目の1つとして上げられております。現在、関係各課と協議をいたしております。これは、今委員御指摘のホームページの広告、一般的にはバナー広告というふうに言われておりますけれども、それにつきましては、今御指摘の費用対効果、それから、他市の事例とか、他市の御意見等も、意見等も参考に今検討しておるところでございまして、なるべく今年度中に、行財政改革、行革の方とも打ち合わせを終わらせて対応をしていきたいというふうに考えております。

ちなみに、参考まででございまして、一応県内のバナー広告の実施状況ですけれども、県内大体、今66自治体だったと思うんですが、その中で、今バナー広告をしているのが10団体で15%、全国的に見ましても、全国大体1,800ほどの自治体がございまして、その中で270ぐらいの団体、どちらも約15%程度の自治体がバナー広告を実施しておる状況ではございます。

バナー広告に関しましては、実は、すべて埋まっている団体と、それから募集中というのがまだ目立つ団体と幾つかございまして、そのあたりもちょっと今検討課題としてどういうふうな状況で、そういうふうになっているのかとか、そういうことも今関係のそういう自治体の方ともお話を聞きながら、先ほども申しました行財政改革の御指摘の収入増になるんじゃないかということに関しまして、検討の1つとして今行っている状況でございまして。

○ 八児委員

ぜひ、これはやっていただきたいと思っておりますので、要望して終わりたいと思います。ありがとうございます。

○ 原田委員

113ページになります。電算機器等の保守点検委託料についてお尋ねをいたします。まず、現在保守の契約を結んであるようでございまして、この契約の内容についてお尋ねをいたします。

○ 情報推進課長

契約の内容につきましては、今の方13節の委託料の中には、相当の数の委託料を組んでおりまして、それぞれ個別にいろいろな状況が違います。ただ、一般的な全体をなべて御説明をさせていただきますと、電算のシステムの構築といたしますときには、システム構築費と保守経費もあわせて見積もりと徴しております。その時点で、本市といたしましても要望を加味した上で業者と打ち合わせ、保守経費の内容の精査もいたしております。

電算の報酬につきましては、システムの機器構成、それから、ソフトの著作権等の関係がございまして、システム構築業者との随意契約で行うということが、そのほとんどでございまして。

本市といたしましても、必要な保守内容を検討した仕様書を作成いたしまして、それによって、随意契約ですけれども、もちろん入札を行っております。

通常ですと、定期保守と随時保守の組み合わせで保守を行っております。定期保守と申しますと、大体年2回程度の保守、随時は、ちょっと調子が悪いときにすぐ来てくれというふうな保守の組み合わせで行っておりますけれども、業者の中には、随時保守ですから、私どもの方からちょっと見てほしいというふうなことで言っている部分がありましても、関係する各課との協議があって、毎日のように出てきている業者もございます。そういったときでも、契約の変更等は一切行っておりません。

それから、もう1つは、プログラムの変更が生じることがございます。これは例えば、法改正があります。例えば、今ですと後期高齢の問題がありますけれども、そういった大きな法改正は別ですけれども、簡易なシステムの変更等に関しましては、通常の保守の中で行ってほしいということで、私どもの方で協議をいたしまして、なるべく別に費用がかからないというふうな形で業者と協議をしているのが現状でございます。

○ 原田委員

結構詳細な説明をいただきましたけれども、定期保守と随時保守、それが簡易なプログラムの変更については、もう保守契約の中に含めるということで理解をしました。

保守の価格設定でありますけれども、こういった基準で、この価格設定っていうのを、それぞれされてあるのでしょうか。大体の概略で結構ですが、お示しをいただきたいと思えます。

○ 情報推進課長

先ほど御説明いたしましたように、システムの構築を行いますときには、見積もりを何社からもらうわけですが、そのときにあわせて、保守につきましても通常徴しております。保守の場合には、機器の定価なりの何%というのが、大体業界というか、ところでは大体決まっておりますので、そういうふうなものに関しましては、大体基本的には、大体何%かかっているなということは、私どもの方で見っております。

それから、人件費に関しましては、通常一人月で計算の基本ができております。一人月と申しますと、一般的には、ベンダーによって違いますけれども、平均しますと、一人月大体100万円程度ということになります。で20日で計算しますと、1日大体5万円程度が標準的な人件費という形になります。それに関しまして、先ほど申し上げました随時保守、定期保守がどれぐらい日数がかかるかということに関しまして、私どもの方でも精査をいたしておりますので、基本的には、そういった基本的な計算基準を私どもで持っておりますので、その中で高い、安いというようなことは判断をいたしております。

○ 原田委員

今私どもの方で持つてあるということは、市独自で持つていうふうなとらえ方を今受けたわけですが、大体、定価の数%と、それから一人月が年100万円というようなことで回答でありました。これは、例えば、近隣の自治体との比較っていうのはされたことがございますでしょうか。

○ 情報推進課長

近隣の自治体との比較に関しましては、実際に、今私が申し上げましたような機器のパーセントでやっているところと、それから、全体プールで計算をしている自治体もいろいろございまして、それはやっぱり自治体の中でのやり方がございます。それで、ある程度私の方でいろいろな自治体に問い合わせをいたしましたけれども、人件費に関する部分に関しましては、先ほど私が申し上げましたように、大体基本的にはそういったものすべて計算をやっているということでございますので、そこに関しましては、通常、定期保守の場合には、人は来るだけでございますので、そこに関しましての費用の差っていうものは、そんなに大きなものは自治体と、他の自治体を調査いたしましたけれども、余りございませでした。

○ 原田委員

他の自治体との比較は、それはさほどないっていうことでございますけど、ここで私が言いたいのは、例えば、民間企業との比較なんかはされたことがあるのでしょうか。多分これはないんじゃないかなと思うんですね。

何でこんなことを私が言うかといいますと、保守というのは、いわゆる定価ってというのがきちっと定まっていないんですよ。いわゆるすし屋で言ったら時価と一緒に、客によって、例えば、1貫1,000円になったり、700円になったりっていうようなところが往々にしてあるんです。で、そこら辺で、例えば、もし民間との比較なんかされてあれば、ちょっと御紹介いただきたいと思うんですが。

○ 情報推進課長

今御指摘の件に関しましては、民間との比較等につきましては、まだ私の方で調査を行ったことはございません。

○ 原田委員

先ほど言いましたように、民間との比較っていうのも、1つの方法であろうかと思うわけです。やはり、はっきりと名札が下がっているわけじゃございませんので、非常に難しいかと思えます。ただ、この飯塚市につきましても、先の予算委員会で出ておりましたように、構成が中間サーバー等を入れております。やっぱりワンクッション間に入れていきますから、そこら辺の費用もかかるのかなど、加味してあるのかなどというような理解はしているところでございますけれども、しかしながら、やっぱりそこら辺の価格設定と申しますか、やはり保守契約のあり方自体、先ほど今説明がありましたように、全体をプールしてやるのか、それとも、個別にやっていくのか、いろいろな考え方がありますので、いろいろな形でこれはぜひ検討いただきたいと思うんですよ。

今後、例えば、先日今先ほど申し上げましたような中間サーバーを使ったようなプログラムでございますので、今後はそのプログラム等の変更とかも出てくるかと思えます。これは大きな変更になりますので、また保守契約の見直しにも関係してくるかと思うんですね。

通常、決算委員会といいますと、民間の場合で見ましたら、先に決算委員会、決算が終わって、そして、次年度の予算を立てて実績主義でやっていくわけですが、行政の場合は、自治体の場合は逆なんですね。どうしても、予算比較、予算対予算比較になってきますので、将来に向けてそういったことをやっていきたいと思うわけでありまして。

で、やはり今プログラム等の大きな変更というものも言いましたけれども、今後中間サーバーというようなことでも、やっぱり保守的には大分違ってくると思うんですよ。これはハードの変更とか、そういったものも将来に向けて考慮されてあるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

○ 情報推進課長

通常は、システムの導入に関しましては、一般的に通常自治体であれば、5年で変更していくという形になっております。で、今入れておりますシステムに関しましては、これは、もう御存じのように、合併特例債であるとか、いろいろな起債をしておりますので、起債の場合には、備品購入費でないと買えませんので、すべて今備品の購入という形でやっておりますので、私どもとすれば、できれば使える物は使っていきたいというのが原則でございます。ただ、今委員御指摘のように、中間サーバーを入れてやっておりますので、即時更新というのが非常に難しく、次の日にいろいろなデータがすべて更新される仕組みになっております。それで、今のままいきますと5年ということになりますと、次の3年半後がリプレイスの時期になりますけれども、私どもからしますと、実は、総務省あたりが次世代の地域情報プラットフォームというもののバージョン1を昨年出しました。今年度の終わりには、このバージョン2を出します。ちょっと専門的な話で申しわけございませんけれども、それは、基本的には共通の基

盤といいますか、そういったものを持っておりまして、中間サーバーとか、そういった面倒なことじゃなくて、共通の、例えば大きなコンピューターがございまして、そこもデータをすべてやり取りするというのを、やり方について国等がそのやり方を今示していると、その中には、例えば、決済であるとか、決済って、いろいろなところで使いますので、そういう決済の問題であると、そういったものは、そういった一番大きな基盤でやっていきなさいというふうなものが、今指示が出てきておりますので、次のものに関しましては、今私どもでどういった形がいいのかということを検討をさせていただいております。その中には、今のままホストコンピューターでいくのか、それとも、いろいろな自治体でもう行われておりますけども、ホストコンピューターではなくて、もう違う今の新しいやり方でやるのか、佐賀県がやっておりますようなやり方にするのか、いろいろなやり方がございまして、そんなのにつきましては、今からも検討を始めているところでございます。

○ 原田委員

今出ましたように、やっぱり即日更新ですね、転居されてきて、予算委員会でも申し上げましたように、国民健康保険証をくださいって言ってもきょうはできません、あした来てくださってというようなことがないように、やっぱり、今後やっていかなきゃいけないと思うんですよ。ただいまプラットホーム1、それから今年度2が出るということで、これ総務省から電子自治体っていう、この推進の一環でたしか出ているんだと思います。これにつきましても、やはり今から職員さんがだんだんだんだん退職されてまいります。来年は、もう3月には相当数退職されるっていう話しも聞き及んでおります。そうなりますと、やっぱりかなりの負担が、事務負担っていうのがかかわってくるかと思っております。そのためのシステムづくりでございまして、この保守契約、こういったものをやはり精査しながら、すばらしいものをつくっていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○ 楡井委員

よろしくお願いたします。決算書の118ページに当たります。ここに賃金という節がありまして、嘱託職員賃金、臨時職員賃金、作業員賃金とこう3つあります。人権同和推進関係の、この3つの賃金の内容について説明をお願いしたいと思っております。

○ 人権同和推進課長

嘱託賃金として、人権同和推進課1名、立岩会館3名、伊岐須会館2名、筑穂センター2名、臨時賃金として、人権同和推進課1名、筑穂センター1名、庄内支所1名、颯田支所1名、作業員賃金では、同和会館、集会所の伐採、草刈りとして男性72名、女性53名、賃金95万7,890円を支払っております。

○ 楡井委員

それでは、次の120ページにありますところの、負担金補助および交付金という点についてお聞きします。

同和団体への負担金、補助金、交付金、合計7,114万7,000円が支出されているというふうに思いますけれども、その数字でいいでしょうか。

○ 人権同和推進課長

運動団体の全部のあれではありません、それは。

○ 楡井委員

それでは、部落解放同盟および全日本同和会、ここへのそれぞれ団体があります。そこへの支出金は幾らになりますか。

○ 人権同和推進課長

部落解放同盟飯塚市協議会1,370万円、穂波協議会984万円、筑穂協議会1,507万5,000円、庄内協議会507万円、颯田協議会484万3,000円、部落解放同盟山田地

区協議会が1,034万2,000円、全日本同和会につきましては、穂波、嘉鞍支部を含んで121万8,000円、筑穂支部については267万2,000円、颯田支部については144万1,000円、全部合計で6,420万1,000円でございます。

○ 楡井委員

それでは、今解放同盟、各団体ごとに金額が述べられましたけど、部落解放同盟の各協議会の人数、これは幾らになりますでしょうか。その関係で、各協議会といいますか、そこの1人当たりの会員のこの合計、支給金額と人数で割った1人当たりの補助金額、これ幾らになりますでしょうか。

○ 人権同和推進課長

平成19年4月現在で答えさせていただきます。旧飯塚、飯塚市協の会員数が417名、穂波協議会が316名、筑穂協議会が391名、庄内協議会が71名、颯田協議会が112名、合計1,307名です。全日本同和会につきましては、穂波協議会が45名、筑穂協議会が65名、颯田協議会が50名、合計160名でございます。

それで、運動団体の会員数と補助金については、部落解放同盟については、1人当たりが3万8,779円、全日本同和会につきましては2万9,986円になります。

○ 楡井委員

1人当たりの金額、飯塚市協、穂波町協、筑穂、庄内、颯田、それぞれ幾らになりますでしょうか。それから、全日本同和会の方の人数で穂波の人数を45人というふうに、今言われたように思いますけども45人、正確ですか。

○ 人権同和推進課長

今現在が45名かどうかわかりませんが、平成19年4月現在で45名と思います。

○ 委員長

いいですか、回答、もう1つ。もう1つ教えてください。

○ 人権同和推進課長

飯塚市協につきましては、1人当たりが2万9,568円、穂波につきましては3万6,099円、筑穂につきましては3万8,739円、庄内につきましては8万6,311円、颯田につきましては5万649円でございます。

○ 楡井委員

今の金額、それぞれ2万9,000円とか、3万6,000円とか、3万8,000円、8万6,000円、5万円という形で、それぞれ市協、さらには町協ごとに違っております。これの理由はどういうことで、なぜ同じ団体で、何でこんなに金額が違うのかなというふうに思うのですが、これはどうしてでしょうか。

○ 人権同和推進課長

補助金の算出については、特に会員数が多いとか、少なくとか、運営費用の何%といったものを根拠としたものではありませんので、補助金は行政の補完業務ということで交付しておりますので、よろしくをお願いします。

○ 楡井委員

団体ごとに金額の支給が決まっていない、基準がない、行政の補完事務ということになります。そうすると、この金額の多少が行政への補完事務の多少と、貢献が大きい、少ないというようなふうにも思えるわけですね、金額から見れば、そういう理解ですか。

○ 人権同和推進課長

この補助金につきましては、合併の前の旧市町村で交付されたものを基準として交付しているものでございます。それで、御理解お願いいたします。

○ 楡井委員

合併前から引き継いだものであるということで支給のきちんとした基準はないということだ

と思いますが、それでいいですね。

○ 人権同和推進課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

それから、先ほどの45人の話しですが、資料の15ページを見ていただきたいと思います。ここに決算書の内訳があるんですけど、ここでは、会員数は12人というふうになっております。45人ではないと思うんですが。決算書、この全日本同和会から出された決算書が、これ間違っているんですか。間違っているとすれば、決算これ全部違うことになってしまいますけど、どうでしょう。

○ 人権同和推進課長

会費がこれ納入された人数だと思います。私が聞いた人数では45名ということを書きました。

○ 楡井委員

そうすると、この決算書が間違っているということになりますか。

○ 人権同和推進課長

間違っているかどうかという質問ですけども、実質納入された方が12名ということで考えております。

○ 楡井委員

会費を納入された方が12人で、会費を納入していないけれども、会員として登録されているのが45人と、こういうことですか。

○ 人権同和推進課長

私は、今まで聞いたのは45人と思っていましたので、今ちょっと12名ということでは言われておりますので、この中では12名が会費を納入されたということで考えておりますけど。

○ 楡井委員

私が今言いましたように、もともと会員数は45人登録されているけれども、そのうち会費を納入したのが12人だと、こういう理解でいいんですか。

○ 企画調整部長

私の方が、一応全日本同和会の穂波町支部の方に確認しましたところ、会員数は45名であると。ここに上がっています決算書で会費納入者が12名であるということは聞いておりますが、再度このあたりの数字につきまして確認させていただきたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

この数字は、旧穂波町の時代からもずっと討論、質疑をやってきたところなんですね。そして、12名というのは、そのときの確定数字なんですよ。今度45人に、いきなり会員数が上がっていますので、ちょっとびっくりしたわけですけども、しかし、今言われたようなことで確認をきちんとしていただきたいというふうには思います。そうなってくると、穂波の全日本同和会の穂波の各団体、飯塚市の関係の分3つありますね。そのうち、前年から今年にかけて補助金、その他いろいろ経費節減ということでカットしてきたというふうに報告をいろいろ聞いていたと思います。穂波の121万8,000円、これは昨年と比べてどうですか。

○ 人権同和推進課長

これにつきましても、今年度は1割カットしております。

○ 楡井委員

昨年の決算では84万円ですよ。今年はこれ121万円でしょ、40万円多いじゃないですか、これはどういうことですか。

○ 人権同和推進課長

嘉鞍支部を含んだ数字だと思いますけど、それは。

○ 楡井委員

全日本穂波支部への補助金でしょ、それをなぜ嘉鞍支部ですか、この分を出すんです、ここに。全然組織別でしょ。どうでしょう。

○ 人権同和推進課長

昨年につきましては、嘉鞍支部と穂波支部の一体ということで出しております。その上部団体になりますけど、嘉鞍支部と穂波町協ということで出しております。

○ 楡井委員

昨年っていうのが平成17年ですね、今平成18年度決算をやっていますから、17年度の決算書は、この嘉鞍という団体の決算書が出てきていたんですよ。今年はそれが無いわけですね。それでどうしてかなと思ったら、こういうふうに穂波の支部に嘉鞍のお金が出ていっているということになっているわけですね。これはおかしくありませんか。全然組織が違うんですよ。嘉鞍支部という穂波の関係の分と嘉鞍っていうのは、嘉穂郡の嘉と直鞍の鞍ですよ、つまり、嘉穂郡関係の全日本同和会と直鞍関係の全日本同和団体の協議会といいますか、団体、だから、1つの団体の1つの町の団体じゃなくて、むしろ上の団体、この解放同盟で言えば、嘉山地協のような感じのところですね、嘉鞍っていうのは、そこへの補助金を何でこの穂波に出すんですか。

○ 人権同和推進課長

議員の言われていますこともわかりますけど、今全日本同和会につきましては、穂波、筑穂、穎田、この3つを含めまして全日本同和会飯塚支部という、もうこの次は1本でやる形でやっております。その中で、嘉鞍地協も含めた中で全日本同和会飯塚支部という1本の形でしておりますので、御理解をお願いします。

○ 楡井委員

重ねて指摘しますが、全く組織は別なんですよ。そこになんでやるのかなっていうのが、どうしても疑問としては抜けませんよ。非常に、活動の内容、この団体の活動、この団体の活動、この団体の活動、そして、この上部団体の活動、それを全然精査せずに、総額先にありきで、そして、ありもしない団体へ補助金を出しているということになるんじゃないですか、それは。実際、この穂波の121万8,000円、このうち嘉鞍という組織があるなら、それはそれできちんとせないかん。嘉鞍という組織があるんですか、これ、確かめましたか、役員構成から、会計決算から含めて、どうでしょうか。

○ 人権同和推進課長

嘉鞍支部についてはあるということで聞いております。

○ 楡井委員

組織があると言うなら、その活動内容、それを裏づけする決算書、これがなぜないのか、お答えください。

○ 人権同和推進課長

私は、各支部長の方には、嘉鞍支部があるかないかは確かめましたけど、今言われる議員の決算書については、ちょっと穂波の方に含まれておりますので、そこまで確かめておりません。

○ 楡井委員

それでは、この穂波支部の決算書の中に書いてありますね。これは1個、1個確かめたわけではないですけれども、穂波支部の昨年の活動の内容の項目とほぼ一致しています、たしか。嘉鞍支部の活動の内容はこれに入っておりません。人数を見てもわかるでしょう。上の方から県連会2名、東京2名、もう1つ東京3名、2名、2名、2名、2名でしょ。穂波支部の活動ですよ、これは、数字的にはですね。嘉鞍という上部団体のお金はこれ入っていません、入っていないと思います。どこに入っている、入っているということであれば説明していただきたいと思いますが、そうすると、昨年穂波に、穂波支部に出されていた84万円が大幅にこれ引

き上がってしまっている関係になるわけですね。説明できればお願いします。

○ 人権同和推進課長

今議員の御指摘の件につきましては、再度調査して、後で議員にちょっと報告したいと思えますので、御理解をお願いします。

○ 楡井委員

決算を審議しているわけですから、後で報告するじゃ間に合わんのですよね、本当はね。そうでしょう、これもう何日かしたら、あと何時間かしたら、これ3日ぐらいかかるんですかね、3日かかったら賛成、反対言わんにゃいかんわけですね。そういう内容ですから、後で私だけ説明するということでは整合性がないっていいですか、理屈に合わない感じになるんですね。

話しを先に進めますね。助成金とか補助金とかいう問題の定義をきちんと述べていただきたいと思えます。これは、人権同和対策課でなくても結構です。補助金の一般論としての定義は何ですか。

○ 人権同和推進課長

補助金の法的根拠につきましては、地方自治法232条の2寄附または補助にある普通地方公共団体またはその公営上必要がある場合において、寄附または補助することができること記載されております。また飯塚市補助金交付規則においても、補助金を市の行政を補完して、また住民の福祉を増進するために公営上必要と認めるものに対して補助金を交付できるようになっております。

○ 楡井委員

では、この団体助成金は、市の交付要綱、補助金交付要綱には、基づいていないということを確認しておきたいと思えます。いいですね、それで。

○ 人権同和推進課長

私どもとしては、行政の補完業務をしているということで、基づいていると思えます。

○ 楡井委員

そうということであれば、どこのどういう要綱に合うか説明してください。その要綱を示してください。

○ 委員長

それでは、暫時休憩いたします。それでは、委員会の再開を午後1時といたします。

休 憩 11:55

再 開 13:00

では、委員会を再開いたします。

執行部の方から先ほどの回答をお願いしたいと思います。

○ 人権同和推進課長

補助金につきましては、飯塚市補助金等交付規則第3条補助金等の事務事業の範囲で、補助金等の交付の対象となる事務事業としては、市の行政を補完し、また、住民の福祉を増進するために公益上必要と認められるものでなければならないということまでしております。

○ 楡井委員

私は、ここに飯塚市同和问题に係る補助金交付要綱を次のように定めるという平成19年2月7日付の文書があるんですけど、これには、団体補助金は、項目は全然ないんですよね、これとの関係はどうですか。

○ 人権同和推進課長

今言いましたように、飯塚市補助金等交付規則に則って飯塚市としては補助金を交付しております。

○ 楡井委員

それで、今言いましたように、この団体助成金という言葉、この中にはありません。これ

たった4つの条文しかないんですよ、この条文は。その中には書いてありません。それから、先ほどから討論もしてきましたけど、行政に貢献しているというのは、先ほど数字を言ったようにばらばらですね。例えば、同和会の穂波の関係の分、45人会員さんがおるといふように言われているけれども、実際、会費の入っているのは12人でしょ、この45人のうちの12人、残りの33人ですか、この人たちは、どういう貢献をやっているか、そういうのを精査したことがありますか。

○ 人権同和推進課長

精査したことはありません。

○ 楡井委員

そういうことを精査せずに、出てきている決算書をそのまま鵜呑みにするというような状況になってきているわけですよ。この責任はどうされるんですかね、行政としては。

○ 人権同和推進課長

先ほどから議員言われていますけど、補助金については、当然のことながら適正に行われなければならないと考えておりますので、これから指導していきたいと思っております。

○ 楡井委員

平成18年度から98項目ですか、129億円、これだけ行政改革で市民に負担をかけようということで、この1年間やってきたわけですよ。これまた後から質問したいと思えますけれども、そういう状況の中で、これだけたくさん7,400万円ですか、お金が出ていっているわけですね、同和問題に、同和対策に対して。団体助成金だけでも先ほど言われたように、相当大きな金額でしょ、6,400万円。こういうお金が何の根拠もなく示されている、支出されているわけですよ。老人会への支給基準、御存じですか、もう事細かに書いてありますよ。それから、これは予算の範囲ではない、決算の範囲ではない平成19年度の予算というふうに言われていましたけど、婦人会については、50歳以上の婦人の方1人当たり27円だったかな、57円だったかな、そういう支出基準がちゃんとあるわけですよ。老人会については1団体当たり5,000円とか、会員数1人当たり幾らだとか、きちっとこう決められているわけです。これだけ事細かに決められているのに、この同和団体の助成金は、全然そういうのがない。単に、行政に貢献しているということだけ。それはたった1つの理由、そして、その1人当たりの金額も、各町協によって、また支部によってばらばらという状況でしょう。先ほど活動の検査はしていないということですけども、町協の活動のことはさることながら、例えば、嘉鞍支部ですね、全日本同和会の、ここの状況も検討していない、つかんでいない、活動状況の内容をつかんでいないんですかね。

○ 人権同和推進課長

嘉鞍支部につきましても、一応、旧穂波町の支部長が嘉鞍支部の上もされていたということぐらいしか、私どもは把握しておりません。

○ 楡井委員

穂波支部の支部長さんが嘉鞍支部といいますか、嘉山地協の役員をされている、これはこれでいいでしょう。しかし、組織は全然別なんです。そこに平成17年は84万円ぐらいが同和会の穂波支部に出されていたと思いますから、その差の40数万円、これは結局嘉鞍支部に出したということにはなるんでしょうけれども、嘉鞍支部の活動の実態をつかまないうちに、掌握せんづく、この決算は、そのままずっとこう流れてきてしまっている、この数字見てもらっても疑問に思いませんか、下3桁が全部ゼロやないですか。何千円とか、何万円とか。100円の桁、10円の桁、1円の桁は全然ないでしょう、こんな決算ありますか。ということをまず指摘をして、またほかに移りたいと思います。

解放同盟の決算書を見ていただきたいと思えます。解放同盟の収入、まず収入なんですけど、飯塚市協の分には、会費納入というのが442万3,500円っていうのがあるんですね。と

ころが、穂波町協、それから、筑穂町協、庄内、颯田、それぞれには会費の納入がないんですよ。先ほど人数を言われました。言われましたけど、この人たちから、会費はこの4つの団体は徴収していないんですか、お聞きします。

○ 人権同和推進課長

会費は徴収しております。

○ 楡井委員

会費が徴収されていて、その会費が収入の部に計上されないのはなぜですか。

○ 人権同和推進課長

部落解放同盟、嘉山地協および穂波、筑豊、庄内、颯田町協につきましては、市から交付された補助金に対する決算書となっております。

○ 楡井委員

ちょっと待ってくださいよ、ちょっと今から復唱しますね。この4つの町協の組織の決算書として出されているのは、補助金の使い道だけを報告したというふうに今おっしゃったんですかね。

○ 人権同和推進課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

私が資料として要求したのは、それぞれの組織の決算書であります。それが、補助金の使い道だけを報告してくれというふうな内容ではないわけですね。これはもうそういう意味では提出した資料が、私の意図をねじ曲げたか、知らずに出したかどっちかじゃないですか。この資料は、そういう意味では私が要求した資料とは全く違う資料ということになりますね、いかがですか。

○ 人権同和推進課長

今、議員御指摘の件につきまして、私も決算書が2つあるといたしますか、要するに補助金の関係と自分たちの会費に関する決算書が、それが嘉山、穂波、嘉山地協、穂波町協、筑穂町協、庄内町協、颯田町協にはありますので、会費の分についても、決算書については提出をお願いしましたが、それは団体のことであるということで、ちょっと提出はできなかったということですけど。

○ 楡井委員

そんなでたらめなことがありますか。例えば、飯塚市協の決算書を見てもらうとわかりますけど、会費の収入は440万円ですよ、市の助成金は1,370万円ですよ。何倍になりますか、会費の。そんなふうにとくさん補助金をもらっている団体の決算書、これは先ほど言ったような補助金の定義から、これももう既に外れているわけですね。あくまでも、その団体が主体でやっている活動を補助するためのお金ですよ。これはもう丸々行政の丸わりの団体ということになりますよ、お金の面からは。そして、先ほどから補助金を出す基準といたしますか、補助金を出す名目に同和団体が、それぞれの団体が行政に貢献しているというふうに言っているわけですよ。決算書全部が出てこなければ、どれだけ貢献しているか、数字の上ではわからないじゃないですか。そういう意味では、ちょっと何か口走りかけられたような気がしますけど、解放同盟には二重帳簿があるということですか。そうなりませんか。

○ 企画調整部長

今の担当課長が答弁申し上げましたが、穂波協議会、それから、筑穂、庄内、颯田、各協議会におきましては、収入として会費収入がございます。したがって、この運動団体すべてのいわゆる会計、収入、支出を上げていただきたいと、で、それに従って決算書も提出してくださいというような御指摘をさせていただいております。

したがって、いわゆるこの平成19年度の決算段階からおきましては、今委員の御指摘

のように、会費収入、それから市からの補助金収入、それに伴います支出の分、これについては、全面的に改めるということになっておりますので、そういうふうなことでよろしく願いいたします。

○ 楡井委員

全面的に改めるという内容は、もう一度言ってください。

○ 企画調整部長

先ほど担当課長が言いましたように、この平成18年度の決算書につきましては、いわゆる収入は補助金収入という形の中で、支出についても補助金に見合う支出という形での決算書になっております。しかしながら、ここは担当課の方で検査、審査した中でこの決算書については、いわゆる経理処理が適正じゃないといえますか、いわゆるよろしくないのです、こういうふうな決算書のつくり方ではだめですよというような指摘をさせていただいております。

したがって、先ほど言いましたように、会費収入、補助金収入、それに見合う支出の分を、本年度、平成19年度から、そのような決算書に改めるというようなことで、今調整が終わっております。

○ 楡井委員

今までそういう答弁はずっと聞いていたんですよね、改まらんじゃないですか。それで、会費収入、これ去年の決算書、平成17年の決算書には会費収入があったんですよ。課長覚えていますか。去年の収入にはちゃんと書いてありました。

ところが今回はない。何でそういう、一番大事なところですよ。その組織に何人の人たちが結集して活動しているか。それがするっと見逃されて資料として提出されている。これはもうどう言いますか、あきれてものが言えんっちゃおかしいですけども、会費を徴収した会費をやっぱり決算書に載せないっていうのは、これは間違いですよ、決算書としては。ましてや、その行政に報告する分だけを報告するというようなことは、いかがなものかと思えます。

今部長が言われたように、これはよろしくないという認識は、私も理解します。そして、平成19年度の決算からは、そういうものを含めてきちんと報告するという決算書の取り扱いについてはこれも了解します。しかし、補助金がこれだけたくさん出されるということについての補助金の支出方法、これはまだ納得のいかない部分だと思うんですね。ここは、もう行政との違いということが、立場が違うということがあるんでしょうけれども、このもう少し話を先に進めさせていただきまして、二重帳簿があるということも確認させていただきまして、この課目の中に、行動費とか人件費とかがあるんですよ。この行動費とか人件費、こういう支出の対象に公的な立場の人が入っていないかどうか。これについてはどうですか。

○ 人権同和推進課長

公的立場っていうのがどうか分かりませんが、公務員、自治会長、議員などはおられます。人件費的な支給でなく、活動費として支給されておられます。

○ 楡井委員

これも非常に重要なことですね。公的な立場の人が、行動費はわかります。そこに行って帰ってくる間の費用、これを支給するのは、それはわからなくてもいいです。しかし、これは定額になっていますよ、予算書は。1月幾らということになっているでしょ。これは給料やないですか。人件費はもちろん給料です。しかし、この定額の行動費っていうのは、その人がどういう活動をしようとせんめえと10万円なら10万円、8万円なら8万円、毎月支給するというものでしょう、違いますか。

○ 人権同和推進課長

そのとおりです。

○ 楡井委員

これは、そういう公的な人が、公的な立場の人が、公的な機関から給料なり報酬なりをもら

っていて、そしてまたこっちでも解放同盟の組織からもそういうお金をもらっているということになるわけですね。このことは、正しいことですか。やってはならないことじゃないかと思うんですよ、どうでしょう。

○ 人権同和推進課長

運動にかかる経費的な支出に対する支給だと認識しております。

○ 楡井委員

先ほど言いましたように、経費ならでこぼこがあつてしかるべきでしょう。定額になっているんですよ。計算したらそれぞれ違いますからあれですけど、定額ですよ、定額はやっぱり給料ですよ。括弧つきになるかどうかわかりませんが、

それから、補助金という税金、これ補助金出されたのは、嘉山地協へ飯塚市から幾ら補助金支出していますか。

○ 人権同和推進課長

1,034万2,000円です。

○ 楡井委員

これの支出の根拠になるものは何ですか。

○ 人権同和推進課長

根拠といいますと、各町協のまとめてしてあるということを出しております。

○ 楡井委員

めちゃくちゃですね、それね。旧飯塚市には、この飯塚市の団体にいろいろ補助金を出すと、交付金を出すと、助成金を出すと、これは認められておったと思いますけども、それもう1つ上の上部団体への支出は認められていなかったんじゃないですか。

○ 人権同和推進課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

それがどういう経過で嘉山地協にまで、またその同和会の方の嘉鞍支部まで出すように変わったんですか。

○ 人権同和推進課長

この嘉山地協に対する補助金については、合併前から出してあったと思います。それで、嘉鞍支部に関しては、旧協議会を束ねる組織として活動として、指導、支援、公益的な活動、運動について交付しているものでございます。

○ 楡井委員

合併によってそれまで実行されていたいろいろな住民福祉へのサービスが平準化とかいうような理由で、どんどん削られてきているわけですね。もともとなかったものをつくるということについては、非常にめずらしいことですよ、この飯塚市の現在合併のあとの問題としては。こういう不合理なことが行われているということ指摘しておきたいと思いますが、中身に少し入らせていただきますと、この嘉山地協の車両費っていうのが管理事務費の中にあるんですけど、この保険料とか、税金を払っているわけですよ、車両の税金でしょうけど。税金で税金を払うんですか。税金もらって、そのもらった税金で自分たちの使う車の税金を払うという構図ですよ、これね。

それから、事業費といわれる中に、冊子とか食料費とかがあります。自分たちが受け取った1,030何万円かの補助金で飲み食いしているわけですね。四、五行上には、懇親会っていうのがありますね。税金をこういう形で使われているんですよ。これはもう絶対許されないことじゃないかと思うんですね。だから、補助金の部落解放同盟に対する、または同和会に対する補助金、これは根本的に考えていただかなきゃいかん。このことは、昨年力説、強調しましたけど、この1年間変わっていない、何で補助金は10%カットかな、ということはされた

ようにはなっていると思いますけれども、これは量の変化であって、質では全然変わっていないということになると思うんですね。この税金や保険料は懇親会等飲み食いする、このことについてどう考えられますか。

○ 人権同和推進課長

今、議員御指摘のように、補助金は市民の税金で支出されていることもあり、今後とも指導していきたいと思います。それで、昨年の決算委員会に議員の御指摘を受けて団体等の方と話して指導してまいりましたが、まだ指導不足のところもありますので、また指導していきたいと思っております。

○ 楡井委員

それがぜひ実るように頑張っていたらというふうに思いますが、この嘉山地協の決算書の中にも、会費がないんですね。これ去年まであったのに、なぜないのか。去年までは上納金というのが、各地協からありました。そして、嘉山には、上げたけど入っていないということで質疑をしたことがあります。この会費の問題は、そこの構成員のバロメーターというんですか、構成員の本質になるところやから、厳密にこれはしていただかなきゃいかんというふうに思います。

次に、この補助金は当然今まで討議してきたことからして、申請書などは出されていないでしょ、補助金交付申請書、事業計画書、解放同盟、同和会、それぞれどうですか。

○ 人権同和推進課長

出されております。

○ 楡井委員

それは出されているということであれば、ぜひどういう内容のものなのか、提出していただきたいと思いますが、どういう基準に基づいて出されているんですか。

○ 人権同和推進課長

飯塚市補助金等交付規則に基づいて提出させております。

○ 楡井委員

それは、きちんとした様式がありますか。私、ここに老人クラブ連合会の補助金交付申請書、その他の用紙持っておりますけど、ちゃんときちんとしたものがあるわけですね。その用紙も提出できますか。

○ 委員長

資料的な話ですか。あとでということで、資料提出、検討だけしておってください。次いでください。

○ 楡井委員

そしたら、最後の項になるかもしれませんが、筑穂地区の同和会の資料をちょっと見ていただきたいと思います。これ先ほど穂波のところでも指摘したんですけれども、端数が全然ないわけですね。そして、収支が全くぴったり一致しています。これについては、領収書その他で点検はされたかどうか、答弁をお願いします。

○ 人権同和推進課長

消耗品的な領収書などで、若干ないものもありましたが、大体領収書については整備されておりました。

○ 楡井委員

同じ質問ですけれども、穂波支部の分についてはどうですか。

○ 人権同和推進課長

同じように、消耗品的なものが若干、前も話しましたが、大体領収書は整備されておりました。

○ 楡井委員

次に、穎田支部、ここの分についてはどうですか。

○ 人権同和推進課長

穎田につきましても、若干消耗品的なものがないものもありましたけど、大体領収書は整備されていました。

○ 楡井委員

穎田の分と、それから筑穂、穂波の分と比べてみれば、非常によくわかるんですよ。穎田の分については、例えば、64万4,560円とか、それから31万8,750円とか、19万8,700円とか、こういう端数がついているわけですよ。ところが、穂波と筑穂の分については、それは全くないでしょう。500円とかいうのは、もちろんありますけどね。これ本当に精査なされましたか、領収書の発行元なんか、きちんとつかみましましたか。穂波の関係の分、研修費の70万円ぽっきりとか、こういうことはあり得ますかね、御答弁願います。

○ 人権同和推進課長

これについては、旅費規程についても払われているものもありますので、先ほど申しましたように、若干消耗品的な領収書がないものがありましたけど、領収書については整備されていました。

○ 楡井委員

今度は、次のときは領収書まで資料として提出してもらうように要請します。これ要請を次のときはしますので、よろしく準備しておってくださいね。

それから、穂波支部の分でちょっと言いますと、ここに大会費という形で、全国大会、東京に2回行っておられます。5月に1泊ですかね、このときも1人、半分に割れば7万円ですか、片一方は、これ1日っていうのはどういうことかわかりませんが、これも3名で行っていますから7万円ですよ。1泊2日でも7万円、1日でも7万円という数字になっているんですけど、これはどう説明されますか。領収書を見たならわかると思いますが。

○ 人権同和推進課長

すみません。これについては、開催日を記載してあると思いますので、12月7日と書いてありますけど、これも1泊2日ということでもあります。

○ 楡井委員

それはあなたの主観でしょ、1泊2日であれば、片一方は2名、片一方は3名ですかね、これきちんと中を確認してくださいよ。開催日を指定してあります、じゃあ、この後3日間あったのか、4日間あったのかわからんじゃないですか。きちんと掌握してください。

それで、このような形で税金が相当むちゃくちゃな使われ方をしているのが、今までの討論の内容、質疑の内容だったと思います。基準もないということですね。補助金、先ほど答弁ありましたように、これは市が出した補助金の収支決算だと、これ間違いだと私は言っていますけどね、それは間違いであることはそのとおりなんですけど、そういう補助金であれば、余った補助金は返さないかのじゃないですか。事業計画に基づいて交付金が支給されているわけですね。その事業をやった結果、お金が余っているわけでしょ。総額幾ら余っていますか。

○ 人権同和推進課長

正確なところは、ちょっとまだ今出しておりませんが、約300万円弱だと思いますけど。

○ 楡井委員

約280万円、300万円近くになりますね。これは返してもらうべきじゃないですかね。この中には会費は全然入っていないんですよ、会員さんが出してあったお金はね、そうでしょう。これは当然税金の余り分ですよ。返してもらうべきだというふうに思いますが、いかがでしょう。

○ 人権同和推進課長

次年度当初における資金調達までにかかる活動資金として必要であり、将来にわたって活動

が継続される団体ということで、返還については考えておりません。

○ 楡井委員

それも、非常に団体への思いやりが強い答弁だと思いますね。補助金は、その年度その年度で申請し、交付するものでしょう。継続性のあるものじゃないんですよ。今の答弁は正しいと思いますか、どうですか。

○ 企画調整部長

ただいま課長が答弁しましたように、この補助金、団体に対します補助金につきましては、交付時期というのがございまして、前期、後期に分けております。前期の交付時期がどうしても年度の初めの部分、1カ月、2カ月おくれる部分もあります。したがって、その年度当初の4月分、5月分の活動費がどうしても団体は必要になってまいります。この年度当初の4月、5月分ぐらいの活動費ということで、前年度からの繰越金を団体の方としては支出しているということでございまして、繰越金につきましても、今委員が御指摘のように、年度年度の決算ですので、余る部分については、市の方に返還というのが適正なことだとは認識はいたしておりますけど、そういうふうな事情がありますものですから、翌年度繰越金ということで私の方もそういうことで認めておりますし、決算上でも、このように出てきているのが現状でございます。

○ 楡井委員

本来返還が適正であるという私の指摘を部長も認められました。市長にお願いしたいのですが、今解放同盟と、それから同和会、同和団体への補助金の問題を特に質疑してきました。相当めっちゃくちゃだという御認識得られたんじゃないかと思うんですね。やはり、この際全面的にやっぱり洗い直すといいますか、検討しなす、補助金の支給のところから含めて、というふうにお願いしたいんですけども、いかがですか。

○ 企画調整部長

本市としましては、この人権問題、同和問題の解決というのは、行政の責務でございます。この責務であります飯塚市のこの活動の補完的な業務を行っておりますこのような運動団体に対する活動費、これにつきましては、補助金として支出した上で、市の人権問題、同和問題の解決に向けて団体も取り組んでいるということでございますので、この補助金につきましては、適正な方法で支出しているということで御理解を賜りたいと思っております。

○ 楡井委員

そこまで言われるなら、もう1つ質問をします。これだけたくさん補助金はもう何十年にわたってやってきているわけですね。そして、今課長の話しで言えば、毎年事業計画は出ているというふうに言われています。そして、見られたとおりのように、いろいろな会議とか大会とかやられています。補助金の効果が、どういうふうに生まれてきているか、市政に。補助金の効果について説明できますか。

○ 人権同和推進課長

補助金については、当然のことながら適正に行わなければならないと考えておりますし、行財政改革の指針や実施計画に基づいて判断しなければいけないと考えております。ただ、同和問題の解決については、特別法の失効により、解決への手段が変わっただけであり、同和問題が消滅したわけではありません。引き続き、同和問題解決への努力を行っていくべきだと考えております。

また、人権教育および人権啓発の推進に関する法律において、地方公共団体の責務が問われており、いろいろな人権施策を講じていかなければならないと、行政として補助金の交付も行政の補完という点で交付しているものがあります。御理解をよろしくお願いいたします。

○ 楡井委員

私は、今の飯塚市がとっている同和行政のやり方では目的が達成できないというふうに思う

んですよ。それで、今解放同盟の人や同和会の人たちが言っているのは、差別は減っていないというふうに言っているんでしょ。そして、この補助金を要請しているわけでしょ。そして、結果的には続いている。減っていない減っていないと、こういうことになってきているわけですから、これはもう常に同和事業というのは、国の方もやめているわけですね。ですから、この同和对策事業は、一般の施策としてやるべきだというふうに思うわけですね。そうしないと、逆差別的な、これは後でまた質疑しますが、逆差別的な状況は生まれているのを御存じじゃないですか。だから、このことは先ほど市長にもお願いしましたように、全面的に見直し、洗い直して、先ほど部長も答弁しましたように、よろしくないことはよろしくないんだという認識でありますから、この立場に立って、きちんとこの改善の方向を探り出していただくようお願いしておきます。

○ 委員長

それでは、先ほど楡井委員の補助金の交付申請書に関する資料要求について、執行部の答弁をお願いしたいと思います。

○ 人権同和推進課長

今、補助金の申請の様式につきましては、飯塚市補助金交付規則に基づいて申請させていますので同じだと思います。

○ 委員長

資料要求された中に入っているんですかね、それは。

○ 楡井委員

資料要求は、今回はそのことはしていません。

○ 企画調整部長

今、御質問者が先ほど言われました交付申請書をお持ちなんでしょう。それにつきましては、飯塚市の補助金交付規則、この中に様式が定められております。飯塚市の補助金につきましては、この統一様式の中で申請書を出していただいて、それに基づきまして、交付決定を行っているということでございます。したがって、団体に対する補助金申請書は別物ということではございません。統一様式の中で補助金を出させていただいております。

○ 楡井委員

私が持っているのは、老人クラブの関係なんですけど、老人クラブ活動推進設置事業補助金交付要綱ということで、全部老人クラブ用の用紙になっているんですけど、この別に用紙があるというわけですね。これ平成18年3月26日、告示第78号っていうやつがあるんですよ、それ統一様式っていうのは、統一的な補助金申請の用紙があるんですね。

○ 人権同和推進課長

大変申しわけありません。人権同和推進課の補助金につきましては、要綱を定めておりませんので、飯塚市補助金等交付規則にのっとってやっておりますけど、申請に対しては任意申請書で出されております。

○ 楡井委員

では、その申請書を後日閲覧できるように示していただきたいというふうに思います。いいですか。

○ 委員長

それは私が言ったんですよ、それを。

○ 人権同和推進課長

大変申しわけありません。閲覧されるように準備しております。

○ 委員長

ではいいですかね、次に行きます。

○ 人見委員

楡井さんほどに詳しいわけじゃないんですが、この補助金の決算報告書を一目見まして、これ平成18年度の分ですよ。で、飯塚市の市協の報告には、会費が先ほどあっていました。ほかには入っていないというような、それぞれ1市4町ばらばらの形ですよ。で、これ統一できるの。私たちが見ても科目が一緒だとかいうような形で、これきちんと整理はできるの、どう。

○ 企画調整部長

先ほど楡井委員の質問の中でも御答弁させていただきましたけど、今この平成18年度の決算書は、このように会費収入が入っていないということでございます。で、団体にかかわります収入支出はすべてこれで決算書として計上してくださいということで、今御指摘を、強い御指摘をさせていただいております。平成19年度のこの収入支出については、すべての収入と支出にかかわる、いわゆる経理帳簿も今行っておられます。

したがって、平成19年度の決算書におきましては、すべて同じような形で決算書が出てまいるということでございます。

○ 人見委員

ということは、今部長が言われたように、平成19年度からは同じ形式の報告書が上がってくると。でないとおかしいっちゃろうと思うんですよ。合併して今2年目ですよ、新しい飯塚市として、この同和問題、社会的差別に対する問題をどのように取り組んでいくかと。今までは1市4町で嘉穂・山田協議会という中であったはずですよ。これが少なくとも飯塚市になったわけですよ。飯塚市としてこの問題に対する啓発活動をやっているという流れを早くつくらないと、いつまでも過去の流れで任せていいかと言えば、そうじゃないんじゃないかというような気がするわけです。先ほど補助金を出した、その効果はどうかとか、というような話しからするとね。だから、そういう方向でどう調整というか、話しがなされておるのか、どうか、そこのところどうなんですか、現状は。

○ 企画調整部長

現状はそのようでございます。先ほど言いましたように、平成18年度まではこのような決算書になっていますけど、いわゆる合併して、もう2年も迎えていますけど、平成19年度からは、そのような市協と同じような決算書の形、いわゆる統一した形での決算書ということで提出するというところでございます。

○ 人見委員

最終的には、こういう5枚の報告書が上がってくるなんていうのが、おかしいっちゃんないかと、1枚でよくなっていかないといかんのではないかと、こう思うんですけども、何か目途あるんですか。

○ 企画調整部長

今までは飯塚市内に、飯塚市協と、それから、4町協議会というような組織が現在ございます。これにつきましては、平成20年度をめどに、今1市4町の合併ということで、1つの運動団体ということで私の方も団体の方をお願いをいたしております。

○ 人見委員

いたしております、まではわかりましたが、いつまでになされるんですか、それ。

○ 企画調整部長

これにつきましては、平成20年の4月から一本化した形ということで、今団体の方にもお願いをしておりますし、団体の方も、それに向けて努力をなさっております。

○ 人見委員

平成20年の4月、もうあと何カ月もないやないですか、大丈夫なの。大丈夫課長。

○ 人権同和推進課長

大丈夫です。

○ 人見委員

ということは、新しい組織体としては、新しい飯塚市協議会と、そしたら、嘉麻市協議会と桂川町協議会と、このような形になるの。

○ 企画調整部長

そこらあたりは、今団体の方で十分に検討なさっておりますので、どういう団体になるかは、とりあえず飯塚市は1本の団体ということでのお願いはいたしております。

○ 人見委員

この決算書にしても、全体の中で、例えば補助金がどれほど占めておるのかという観点も、また、大事になってくるような気もするんです。従って、補助金だけの報告書もあれば、きちんと飯塚市協みたいに会費があって、この全体の分がわかるという報告書もあるわけですね。本来言うと、やっぱり全体がわかるという話しの方が、私なんかはいいのかなというような気もいたします。それで、平成20年の4月からそういう方向であるということですが、なれなかった場合、補助金の交付、凍結とかいうようなことまで、私はあり得るのかなとか、それくらい強制力というか、多少やっぱりそういう方向に持っていかないといかんのではないかというような懸念もしているわけですが、そのあたり、どうですか、間違いなくやれますか。

○ 企画調整部長

もう来年の4月から、いわゆる一本化と、1つの運動団体ということで、行政も強く団体の方にはお願いしていますし、また団体の方も、それに向けて、今精力的にお話し合いをいただいていますので、そういうことで御理解を賜りたいと思っています。

○ 人見委員

そうであるならば、4月出発ですよ。予算に反映させなきゃいけない、来年度の。それに準じて、新しい飯塚市市協の補助金の申請書なりっていうのがきちんと出てこなきゃいけない。規則、会則等も出てこなきゃいけない。少なくとも私どもが議会で予算の審議をする時点において、そのあたりが万端整いました、というような話しでないと、私はいかんと思うんですね。そのあたり、よくよくにらみながら、協議を進めていただきたいと、このように要望をしておきます。

○ 委員長

失礼しました。先ほど楡井委員の資料については、私は委員会で資料要求として取り扱おうと思っておりましたが、いわゆる、一般的な公開文書ということで、楡井委員の手元に届けるということですから、もしほかに欲しい方があれば、要求していただくということで処理してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

では、暫時休憩をいたします。再開を2時5分といたします。

休 憩 13:54

再 開 14:06

委員会を再開いたします。

○ 江口委員

今の件に関連して少し質疑をさせてください。今、決算報告書の件で、領収書の確認をしたというお話しがございました。領収書の写し等も提出いただいているというふうな理解でよろしいですか。

○ 人権同和推進課長

今議員の言われているのは、領収書の提出を。

○ 委員長

控えがあるかっていうことでしょうか。

○ **人権同和推進課長**

運動団体にはありますが、うちにはありませんけど。チェックはいたしました。

○ **委員長**

提出されておるかということ、ちょっと。

○ **企画調整部長**

決算審査のときに、チェックはいたしました。写しは、本市の方はいただいております。

○ **江口委員**

企画調整部長になりますか、財務部長になりますか、それとも総務部長になるか、どなたでも結構です。補助金交付に関して、補助事業等の実績報告ありますね、「経理の収支を明らかにした書類を添付し」とございます。領収書の写しは必要あるのかないのか、お聞かせください。

○ **財務部長**

実績報告等に、基本的にはそういうものが添付されているのが望ましいというふうには考えております。

○ **江口委員**

それでは、基本的に、望ましいで済むのかどうなのかというところだと思うんですね。先ほど、この今回の団体については、提出はしていない、とありました。これが本当にきちんとした目的で使用されているかどうかを確かめようとしたときには、領収書がないとわからないと思うんですが。だからこそ、それをつけるのが望ましいになっていると思うんですね。それを、今回つけなくてよろしい、企画調整部長しているわけですね。その理由をお示してください。

○ **企画調整部長**

実際、この年度終了後には、実績報告書、決算書、この提出は義務づけられております。で、原課としましては、この決算状況が適正に執行されているかどうかを確認するために、補助金団体の方に行きまして、そして、帳簿、領収書、こういう部分を点検しながら適正に執行されているかどうかを確認した上で、この決算が正しいかどうかを確認いたしておりますので、当課としましては、領収書の写しまでも添付させずに決算書を提出いたしておるということでございます。

○ **江口委員**

それで通用するのであれば、すべての団体が領収書を提出する必要はなくなります。今財務部長が言われたのは、基本的にこれをするのは望ましい、領収書添付が当たり前だと私も思いますよね。だからこそ、政務調査費も領収書ついているでしょう。じゃあ、これが確かかどうかを、監査委員が確かめるときには、各団体へ行ってください、決算委員会が確かめるときには、各団体へ行ってください、おかしいと思われませんか。

○ **企画調整部長**

先ほど財務部長が答弁しましたように、この実績報告書、決算書にはそういう証拠書類といえますか、領収書等も添付するのが望ましい姿であるとは、十分に私も認識いたしております。しかしながら、当団体に対します補助金の決算書、実績報告書につきましては、この領収書を添付させるように、提出しているというのが状況でございます。しかしながら適正に執行されているかどうかは、当該団体の方にまいりまして、領収書もチェックいたしておりますので、この補助金が適正に執行されているということには間違いはないというふうに確認はいたしております。

○ **江口委員**

多分、ここにおられる方々のかなりの人数は、これを本当に信用していいんだろうかという疑念を持っておられると思います。それは、こちらの委員だけではなくて、そちらの執行部の皆さん方の中にもおられるんだと思います。そして、市民の方々にもおられるかもしれません。

この同和団体というのに限らず、仕事をしていただく、領収書をきちんといただく、当たり前前のルールですよね。先ほど領収書が一部ないという話もありました。通常だったら、そんなのすみませんが支払えません、というお話しになるかと思うんですね。先ほど、楡井委員の方には、後日資料が見れるように手配するというお話しでございました。同じくこちらの方も手配はしていただけますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 13

再 開 14 : 15

委員会を再開いたします。

○ 財務部長

私は先ほどそういう「収支を明らかにしたものを添付し」というのは、もともと交付規則がございまして、ですから、これについては、一緒に出していた方が望ましいと申し上げましたが、現場で担当課が出向きまして、その関係書類、帳簿等、あるいは領収書を確認すれば、そこで相手、団体等の活動もございまして、これはいろいろなすべての相当数の補助金を行政は出しております。ですから、出していただくなら出して結構でございまして、その場で確認できれば、そこまでを義務づけるのは、非常に難しいだろうと。だから、担当課の方で、その収支あたりが領収書等が相手の団体に行き、それが確認できれば、それはそれで私は十分であるというふうに思っております。

○ 江口委員

ただし、全般に関してはそうとしましょう。それにしてみても、一般的なルールを決めることは必要ですね。現在のところは、それが、運用を各課に任されているのかもしれませんが。そこに対しては、整備を必ずやってください、ここはいい、ここは悪いとか、整理が必要だと思います。

で、今の問題です。この団体については、言われたように、果たして適正に使われているかどうか疑念があるということが言われております。それを説明するためには、団体に行ってくださいと言いますか。言われたように、市の内部では職員が行ってチェックをした、いい、そうかもしれませんが、監査委員、決算委員、議会、そして、また市民の方々が本当なのって思われたときに、「各団体行ってください」と言うのか、「ああわかりました、それはきちんとしておきます。いつでも見れるような形にします」。まずこの問題については、今回疑念があるというお話しがなされております。これについて、見れるように手配をしていただきたいと思っております。どうですか。

○ 人権同和推進課長

今江口委員の質問ですけど、来月から各団体の方には、監査事務局の方で監査が入る予定になっております。

○ 委員長

執行部、今言われたのは、この問題だけやないんですね。全体的な補助金か、この問題だけでいいんですか。

○ 江口委員

今の答えは監査委員に対しての話ですね。私たち、決算の審査をしております。その中で、きちんとチェックができる形が自信を持ってとれるのであれば、またそれも判断、変わる部分がありますので、御用意していただけるというような話でよろしいですか。

○ 委員長

休憩いたします。

休 憩 14 : 18

再開 14:21

委員会を再開いたします。

○ 江口委員

すみません、もう一度お尋ねいたします。きちんと領収書に関して審査をされた、そして、これが適正なものであると認めた。であるから、こうやって出されているっていうお話がございました。ところが、私どもが本当にそれが確かかどうかという分を、決算委員会の中では信用するにしてみても、その後でも確かめるすべがないとおかしいと思っております。ですので、その後で結構ですので、これにかかわる領収書等に関して、例えば、情報公開請求があった、そしたら、きちんと出せる形に用意ができるかどうか、今回の補助金、今疑念があるとなった、この各種1から9まで、資料の7ページ以降の同和団体の補助金についての領収書に関して御用意ができるかどうか、お聞かせください。

○ 財務部長

全体的な補助金の後の実績報告、あるいはそこに関して、今質問者のお気持ちはそういうのを確認したいという、この委員会としての気持ちはわかりますが、この団体だけ疑念がある、あの団体だけ疑念があるということで、担当課の方で、それぞれ、いろいろな各種団体がございしますが、それは、非常に私は難しいだろうと。現場の方において担当課の方がきちっと領収書、あるいはその収支の報告書なりをきちっと確認していただければ、それはそれで、どこはというのは、現実問題として相手団体の活動がいろいろな状況がございします。もちろん、同和団体に限らず補助金を出しているいろいろな団体、そのすべて、私はもちろん相手の、こちらの要望にこたえられて領収書を添付しましょうということがあれば、これは一番先ほど言いますように望ましい姿ではございますが、すべてのところに、いろいろなところに、市は御存じのように、補助金等は相当数、数で言えば出しております。そのすべてのところに同じような取り扱いで義務づけしてやれば、それはそれ1つの統一的な飯塚市のやり方かも知れませんが、そこまで相手の団体に望むことは、非常に私は難しいだろう、だから、担当課としても、この件に対して、この分だけを領収書を要求して、準備して出してくれと言ったって、それは私はなかなか現場で一たん確認したことを疑わしいという目で、もう1回出してくれというのは、私は困難であろう。だから、そこまでは行政はなかなか相手の活動自体に踏み込むということではなくて、それはある程度お互いの信頼関係の上で成っているというふうに思っておりますので、言われることはわかりますが、ということで御理解を賜りたいというふうに思っております。

○ 江口委員

企画調整部は、その形でいいですか、この分に関しては用意をしないんですか。

○ 企画調整部長

先ほどから私、答弁していますように、繰り返しになりますが、この補助金の支出については、私の方が団体の方に行きまして、そこで証拠書類、それから領収書等々をきっちりとチェックした中で適正にこの補助金が支出されているという確認はいたしております。しかしながら、その領収書の写し等について、それも市の方で保管ということになりましたときには、ちょっとなかなか難しい面もあるのじゃないかなというふうに考えておりますので、そういうことで何とか御理解いただきたいというふうに思っております。

なかなか厳しい分があるのじゃないかなというふうに考えております。

○ 江口委員

出していただけるように、お願いをする、出していただくことをきちんとやってもらう、それとも、お願いにも行かない、どれですか。

○ 企画調整部長

お願いにはまいりたいとは考えておりますのが、厳しいのじゃないかなというふうに考えて

おります。お願いは行きます。

○ 江口委員

物は公金の話です。皆さん方からお預かりする税金の使い道の話です。今言われたような取り扱いが果たして本当にいいのか、どうなのか。ここでは、今同和団体の補助金の件ですので、総括、もしくは、また別の機会に議論をしたいと思います。

○ 楡井委員

今お願いに行くって言われたんですよね。補助金を出しておって、領収書を出してくれって、お願いに行くと、この姿勢はやっぱりたださんにゃいかんじゃないですか。領収書をくださいってお願いに行くようなものじゃないでしょう。決算書を出すわけですから、その決算書の裏づけにある領収書は、当然出してしかるべきですよ、補助金を受けている団体は。

それから、先ほど田中財務部長が言われていましたように、一般論ではないんですよ、この問題は。今討議していることは。一般論ではない。同和団体という団体の問題、幾つか複数ありますけれども。それで、のべつ幕なし出せというふうに言っているわけでもない。去年の決算審査を踏まえて、今討議しているわけですね。去年もこのような指摘をしたわけですよ、でたらめな内容を。ところが、そのときには、それで御理解願いたい、御理解願いたいで我々も力も不足して、そのまま逃れました。しかし、今回は、やはりそのことを踏まえて討議しているわけですから、今のような言われ方をすると、全然、この1年間進歩がない、この問題との関連ではですね。ですから、やはり、先ほど課長も私には開示するというふうに言われているわけですから、これを広く広げれば一向に構わんとじゃないですか。課長が言ったことを部長の皆さん方が否定するわけですかね。これはやっぱり正しくない。我々は今決算をして、皆さん方が1年間640億円ですか、このお金を使ってきたことについてチェックしよるわけですよ。議会の機能を発揮しているわけですよ。そこで、出てきた議員について、やはり証明する責任はあるんじゃないですか。何もどこどこ団体の分の、全部出せというふうに言っているわけじゃないでしょ。一般論的には、田中部長が言われるとおりだと思います。しかし、私たちは一般論を言っているわけじゃないんですよ。同和団体の収支を明らかにしてくれと、極端に言うなら、穂波なら穂波、それから穎田、筑穂、下3桁が全部ゼロなの、これを正しいのかと、はい正しゅうございますって領収書をもらってくれば簡単やないですか。それを出してくれと、お願いに行くという姿勢もこれ納得いかんですね。課長答弁はきちんと開示できるように準備してくださいよ。これはもう委員長、この委員会で確認した部分ですからね。これ覆されんと思います。よろしく。

○ 人権同和推進課長

先ほど私は楡井委員にお約束したのは、補助金の申請書の交付申請用紙ですね、それについて開示するお話しをしております。

○ 楡井委員

ずっと討論の流れの中で、決算書の内容からそういう領収書のところまで踏み込んだ話をしているわけですよ。それを、時間がたって、ああしもうた、というふうに思われたかどうか知りませんが。初めの方だけのことで、ごまかすようなことをしちやいかんと思いますよ。ちゃんと議事録もあるでしょうから、それはきちんと守ってくださいよ。

○ 企画調整部長

先ほど、楡井委員の質問に対しまして担当課長が答弁したのは、補助金の交付申請書の書類といますか、その部分は皆さん方に御提示申し上げるというふうな答弁をしたものでございます。しかしながら、ここで論議になっているのは、いわゆる決算書に基づく領収書、こちらあたりを我々はしっかりと団体の方に行きまして、領収書をチェックいたして、この補助金が適正に実施されていると確認はいたしております。しかしながら、この領収書の写しも市の方でとって保管すべきじゃないかと、そして、皆さん方に要求があれば御提示すべきじゃない

かということのいわゆる御質問だと思います。これにつきましては、先ほど江口委員の質問の中にも、私御答弁申し上げましたように、団体の方に申し入れといいますか、お願いをした中で、これが出せるものかどうかを検討したいと思いますので、お願いはしてまいりたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

それでは、120ページに関連しますが、資料の17ページで簡単な質問であると思いますが、よろしくお願ひしたいと思いますが、120ページの上から十二、三行ぐらいですかね、高校大学生自動車免許取得助成金という項目がありまして223万9,000円、これは資料にも載っています。それから、これちょっと担当が違う、この項とは、ページとは違うのでどうかとは思いますが、事務局もいいでしょうというふうに言っていますので、関連して質問しますが、保育料助成金、飯塚と筑穂と頼田、これに関係してお聞きしますが、これらの助成金を申請することになるんでしょうけれども、所得制限があるのかどうか、それから、この助成金を受ける条件、手続等についてお聞きしたいと思います。

○ 人権同和推進課長

所得制限については、市県民税の合計額が15万円以下となっております。高校大学生自動車学校免許取得、保育料の助成金交付。条件といたしましては、この助成は、学校教育法に基づく高等学校および大学に在学中者で、道路交通法に基づく公安委員会が指定した自動車学校教習所において自動車免許を取得する者に給するもので、旧同和地区住民の生活の安定と福祉の増進に寄与するため、交付要件として、補助金の申請者および申請者と同居する親族の前年度の市県民税の合計が15万円以下となっております。

○ 楡井委員

手続はどういう順序で手続されますか。

○ 人権同和推進課長

申請に基づき行っております。

○ 楡井委員

これは、同和行政の一環なんですよ。ですから、特別に証明か何かが必要だというふうに思われますけれども、そういう証明は必要ないんですかね、手続の過程でそういうことが必要じゃないかと思うんですが、どうですか。

○ 人権同和推進課長

対象地区、個人の特定については飯塚市同和対策に関する特別助成資格審査会設置要綱で助成金の資格支給要件の調査を行っております。

○ 楡井委員

その資格はどこでだれが証明するんですか。

○ 人権同和推進課長

その委員には、私・同和対策推進課長と学校教育課長、運動団体によって協議しております。

○ 楡井委員

かなりプライバシーに関する内容になってくると思うんですよ。そういう作業をしなければならぬのに、そういう私的運動団体、ここに審査を参加させるといいますか、こういう状況でプライバシーの、言うなら、個人情報保護条例ですか、こういうのがありますけれども、これには抵触しないんですか。

○ 人権同和推進課長

この助成金の申請につきましては、助成金を受けようとする個人が申請され、その申請に基づき支給要件の調査、支給の判断を行うものであり、今言われるプライバシーには当たらないんじゃないかと思ひます。

○ 楡井委員

今、いわゆる同和地区というような状況の地域にも、混在が進んでいますよね。そこに、その地区に住んでいる人が、同和地区の出身者でなくても申請するというようなことも起こり得るんじゃないかというふうに思いますけれども、そういうおそれはありませんか。

○ 人権同和推進課長

これはあくまでも申請主義であり、申請者本人が同和地区出身であることを認識した中で申請されていますけれども、その委員会の中で調査してもし出身者であるということがわかれば、しておりましたけど。実際、これは平成18年度で終わりました、この特別助成については終わりましたけど、そのときにわからない者については、ちょっとその要件には当たらないということで返しておりました。

○ 楡井委員

次、保育料助成金、これについてお尋ねしますが、これも先ほど同団体の助成金と同じように、それぞれ地区によってアンバランスがあります。そして、補助金を受ける人数も相当アンバランスがあります。さらに、穂波と庄内には、この保育料の助成金、補助金がないんですが、そういう内容について説明をお願いしたいと思います。

○ 人権同和推進課長

保育料の助成制度は、旧飯塚市、旧筑穂町、旧穎田町にそれぞれ交付要綱を適用して助成しておりました。

旧飯塚市保育料助成は、児童福祉法に基づく保育施設を利用する者に対して保育料の一部を支給することにより、旧同和地区住民の生活の安定と福祉の増進に寄与するため交付要件として助成金の申請者および申請者と同居する親族の前年度における市県民税の合計が15万円以下となっております。助成金は、保育料徴収の半額としております。

旧筑穂町保育所就園補助金は、同和対策審議会答申の理念に基づき保育所に入所している旧同和地区の児童の保護者に対して保育料の一部を補助することにより、旧同和地区の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とします。交付要件は、同和地区出身者で補助金額は保育料総額の16%です。

旧穎田町保育所就園補助金は、同和対策推進協議会の理念に基づき保育所に入園している旧同和地区の児童の保護者に対して保育料の一部を補助することにより、同和地区住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とします。交付要件は、同和地区出身者で補助金額は児童1人当たり月額2,500円です。

○ 楡井委員

そうすると、この保育料の助成や就園補助金ですかね、これについては、市県民税が15万円以下のところに支給されるということではありますが、申請に基づいてですね。この手続、それから、この補助金、助成金の支給決定、これも先ほどの自動車免許と同じやり方で決定されるんですか。

○ 人権同和推進課長

合併する前については、この飯塚市同和対策に関する特別助成資格調査会議の要綱については、これは旧飯塚市でやっていたものですけど、合併してそのまま引き継いでおりますので、そのとおりやっているとします。

この筑穂保育所と穎田保育所の関係は、前年度が地域振興課の所管でしたので、ちょっと今私にわからないもので、すみません。

○ 楡井委員

結局、自動車の免許取得の手続、それから証明といいますか、資格があるかないか、そういうことの中で補助金の決定がされたんじゃないかというふうに思いますね。それで、この補助率の違いは、合併前のやつをそのまま引き継いでいるんでしょう、違いますか。

○ 人権同和推進課長

そうです、議員言われたとおりです。

○ 楡井委員

そうすると、この市県民税が15万円以下の世帯というふうに所得制限を言われました。この市県民税15万円以下であって、同和地区といいますか、そういうところの出身者でないという人たち、その人たちは、同じ市県民税が15万円よりも低くてもこの補助は受けられないということになりますか。

○ 人権同和推進課長

そういうことになります。

○ 楡井委員

最後になりますが、この交付金は平成18年度で終わり、平成19年度からは実施されていないというふうにお聞きしたように思うんですけど、いかがでしょう。

○ 人権同和推進課長

委員言われたとおり平成18年度で終わっています。19年度ではもう支給しておりません。

○ 江口委員

125ページ、13節委託料の中の住民票等自動交付機保守点検委託料についてお聞きいたします。交付機の台数並びに場所、そして、稼働状況、およそどのぐらいの住民票等が、この自動交付機を使って出ていっているのか、全体に占める割合等をつかんでおられましたらお聞かせください。

○ 市民課長

まず、住民票の自動交付機の設置台数について御答弁申し上げます。自動交付機は本庁が2台、各支所に1台、各出張所に1台、合計10台設置しております。稼働時間につきましては、平日が8時半から19時まで、土曜、日曜、休日につきましては9時から17時まで利用できるようにしております。利用状況につきましては、自動交付機により交付できる証明書の種類といたしまして住民票の写し、印鑑登録証明書、外国人登録原票記載事項証明書および各種税証明書などがありまして、平成18年度決算における住民票の写し、それから印鑑登録証明書、外国人記載事項証明書の交付通数が全体で17万8,206通でありまして、そのうち自動交付機による交付通数は4万1,761通でございます。交付率は23.4%となっております。1台当たりの平均交付通数は4,176通となっております。今後も引き続き自動交付機の稼働率を上げるために「広報いづか」に掲載したり、自治会の回覧を行ったりして市民サービスの充実に努めていっているところでございます。

○ 江口委員

4万1,761通、23%、この数字が高いか低いかどう判断しておられるのかが1点、それともう1つ、10台あると言われました。その1カ所、各箇所凸凹とかあるかどうかがかつかんでおられましたらお聞かせいただけますか。

○ 市民課長

稼働率につきましては、10台飯塚市は設置しておりますけれども、全国で一番高いところは80%というところがございますが、平均していきますと、飯塚市は23.4%ですので、大体平均をいっているというふう認識しております。

それと、各自動交付機別の利用状況につきましては、本庁が2台ございますので、40.7%、二瀬が17.4%、幸袋が9.8%、鎮西出張所が7.7%、鯉田出張所が4.1%、穂波支所が10.8%、筑穂支所が1.7%、庄内支所が3.4%、颯田支所が4.4%、以上となっております。

○ 江口委員

先ほど、何とか利用増につなげていきたいというお話しがございました。ある意味、せっかく設置をしているわけです。こちらの方の量が多くなると窓口の方は減ってきますので、そこ

でやっぱりコストの所以で寄与するものがあると思っております。その点について、しっかりやっていただきたい。その検討の中で考えていただきたい点がございまして。設置場所について、人がいっぱい集まるところ、そちらで設置をして利用していただくことを考えるのが1点。それと、あと料金なんです。今は、この前の議会で住民票の値上げ、200円から300円になりました。ところが、全国の中では自動交付機の料金と通常の窓口の料金の違うところがあると聞いております。ぜひ、そういったものもあわせて検討していただきたいと思うわけですが、まずその2点どうでしょうか。

○ 市民課長

まず、自動交付機の設置場所につきましては、資料によりますと商業施設に設置しているところはございますが、市民の利便性の向上から、民間施設の活用も考えられます。しかし、不正行為の防止、個人情報の保護などから強固なセキュリティーが求められておりますので、今のところ市の職員が常駐している公共施設に設置しております。

自動交付機の設置につきましては、多額の費用負担もございまして、本市の財政状況などを考慮に入れながら今後の検討課題といたしたいと考えております。

また、手数料の減額につきましては、日本加除出版社の資料によりますと、自動交付機を導入している市町村は、平成18年10月1日現在で258市町村ございます。その市町村で減額している金額といたしますのが50円から100円相当でございますが、そのうち、1市だけは印鑑登録証のみを200円減額している市町村もございます。手数料の減額につきましては、先ほど議員がおっしゃりましたとおり、10月に改定いたしまして300円にしたところなんです。本市の財政状況などを考慮に入れながら、また他市の状況も参考にしながら今後の検討課題といたしたいと考えております。

○ 江口委員

平成18年度につきましては、合併して初年度、実質的な初年度ですね、今の形でスタートするのはやむを得なかったっていうか、それが正しい選択だったと思っております。ただし、これから後行革をきちんとやる上でも機械を使うのであれば、それに見合うだけの、回収できるような形でやっていくためにも、設置場所並びに料金等をあわせて検討をしっかりとっていただきたい、このことを要望して、この質問を終わります。

○ 委員長

ありがとうございます。次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

○ 後藤委員

先ほど上野委員が質問されていた文書管理システムの維持管理委託料の点について、関連で聞きたかったんですけど、最後に1点だけ。何か説明がわからなかったんで、今庄内だけがこれをやっているということなんでしょうか、もう1回詳しくそこら辺がわかりにくかったんですけど。全市的にこれをやろうとしているのか。

○ 総務課長

現在、文書管理システムが稼動しておりますのは、庄内支所のみでございます。それで、今後、文書管理システムにつきましては、現在、総合計画の実施計画に盛り込むように検討しているところでございます。

○ 後藤委員

そしたら、繰越明許費で9,000万円立てているんですけど、当初予算の中で、この9,000万円という内訳がわからないんです、そのお答えに対しての。この9,000万円は何なんですか、そしたら。繰越明許費の。

○ 総務課長

104ページの繰越明許費の9,000万円でございますが、これにつきましては、平成18年度から19年度に繰り越しました地図の作成委託料でございまして、今回の先ほど答弁

いたしました文書管理システムとは関係ございません。

○ 後藤委員

なぜこれ聞いているかって、その欄の横に、結局は一緒になってきているものだから、この文書管理システム委託料って見てしまうんですね、この表の見方でいけば。それと、繰越明許費の内訳表がないんですよ、この決算書の中に。ありますか。そこをお答えいただきたいんです。決算書の中にあるならあるでお答えいただきたいんですけど。

○ 財政課長

平成18年度から19年度に繰り越します繰越明許の内訳につきましては、9月補正の本議会の中で、繰越明許計算書として提出させていただいて、財政課長が報告させていただいておりますので、それで皆さんに御説明したということにさせていただいております。

○ 後藤委員

だったら、この決算書と一緒にわかるように、そういう資料を持っておってくださいって言ってくれないと、この決算書ずっと見よったんですよ。この9,000万円何だろうなど、同じ文書の横にあるものだから。だからこれわからないんですよ。一生懸命決算書を見ていたんですけど、繰越明許費の内訳がないんですよ。なぜそこら辺お知らせできないんですか、そしてたら、決算委員に。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 14:59

再 開 15:08

再開いたします。

○ 後藤委員

すみません、私が勘違いしておったみたいで、この文書管理システムの同欄に9,000万円ってあったものですから、翌年度繰越、この項目で繰越明許をしたと思っていましたけど、説明を聞きまして、上の欄に入らなかったから下に降ろしているっていうことでわかりましたので、もうこの質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

○ 楡井委員

114ページをお願いします。これは、その補助金負担金の欄の下から3つ目、鯉田工業団地開発敷調査測量等負担金、それからその下の松尾工業団地配水管等布設工事負担金、この中身をちょっと説明してください。

○ 総合政策課長

私の方から鯉田工業団地開発敷調査測量等負担金について御説明申し上げます。

この開発敷につきましては、今購入を計画しております三菱マテリアル用地の炭鉱跡地のごとでございますが、平成18年度におきまして分筆地質調査、その分につきましては、三菱さんの方で実施をし、相当額について負担金で飯塚市が支払うものでございます。事前調査面積確定等の経費でございます。

○ 産学振興課長

松尾工業団地配水管布設工事負担金につきましては、松尾工業団地の配水管布設に伴いまして飯塚市上下水道管理者にお願いをいたしましたもので、経費300万円を支払ったものでございます。

○ 楡井委員

それで、この負担金の額なんですけど、これは、すべての工事費の一部分だというふうに思いますが、この2つの項目とも総額幾ら中の383万円か、300万円かわかりますか。

○ 総合政策課長

この経費につきましては、購入前事前調査ということで実質経費の383万4,600円の三菱分の支出でございます。今後の事業予定といたしましては、平成19年度の予算の中で、おおむね21億円という計画はお示しをしておるところでございます。

○ 産学振興課長

松尾工業団地の配水管布設工事負担金につきましては、これが全額でございます。

○ 楡井委員

両方ともほとんど全額ですよ。そうなってくると、負担金という言葉が正確なのかどうかというのはどんなふうですか。こういう言葉でいいんですかね。それだけ説明をお願いします。

○ 総合政策課長

三菱用地につきましては、この実施につきまして三菱マテリアルさんの方で実施をいたしましたので、飯塚市といたしましては、飯塚市要請分につきまして負担金という形でお支払いを会社の方へしております。

○ 産学振興課長

今後こうした団地造成にかかわる配水管の布設工事等を上下水道局に依頼をしまりますが、今後こうした支出の契機につきましても、同様負担金ということで予算計上することになります。

○ 楡井委員

それでは、その三菱の方の分は、三菱マテリアルの仕事をしたうちの一部分と、こういうことですね。それから、松尾工業の方は、水道局への負担金と、こういう理屈ですね。はい、わかりました。

その三菱の方の分については、総額、開発敷調査測量費というのは、合計幾らかっていうのはわかりませんか。そのうちの383万4,600円ということになるんですけど、わかりませんか。

○ 委員長

全額ということで回答が 있습니다。

○ 楡井委員

全額でいいんですね、わかりました。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、第1款議会費および第2款総務費についての質疑を終結いたします。

次に、第3款民生費および第4款衛生費、131ページから169ページまでの質疑を許します。

まず、質疑一覧表に記載されています楡井委員の質疑を許します。

○ 楡井委員

それでは、シルバー人材センターに関してお伺いいたします。138ページになりますかね、資料は27ページです。まず、補助金の金額についてお聞きいたします。これ1人当たりの金額は、年々ふえてきておりますが、これ資料によりますとね、1人当たりの増額幅ですね、増額幅は減少しています。これは、比例してふえるならふえる、減るなら減るという方が内容的にはいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、こういうふうに1人当たりの金額、それから増額幅、これにバランスが欠けている、その理由についてお聞きしたいと思います。

○ 社会・障がい者福祉課長

会員1人当たりの補助金についてということと、その幅でございます。ちなみに、平成18年度の会員数は、18年度末で男性486人、女性302人、計788人になっております。平成18年度の市からの補助金2,390万円を補助したところで、1人当たり3万329円になります。今質問者お尋ねのように、幅ということでございますけれども、実は、平成18年度2,390万円の補助金につきましては、合併に伴います激変緩和措置としての特別財政支援額となっておりますので、今後減額され、平成23年度には956万円まで減額されるようになっております。したがって、もちろん会員数の関係もございまして、補助金につきましては、向こう4年先には減額という具合になってきます。

○ 楡井委員

それでは、このシルバー人材センターに登録されている人数と実際にこの働いておられる人の数は同じなのかどうか。違いがあれば、それぞれ数を言っていただきたいと思ひますし、それから、どのような仕事をしてどのくらいの収入が上げられているのか、それを御報告願ひます。

○ 社会・障がい者福祉課長

平成18年度末の会員の登録は、今申し上げました788名でございます。就業者の実人員は、男性397名、女性256名の653名と、就業率といたしましたら約83%になろうかと思ひます。

仕事の内容でございますけれども、技能職であれば、大工、左官。管理業務であれば駐車場管理、事務であれば一般事務、折衝外交であれば、チラシ、パンフレットの配布といった業務でございます。

○ 委員長

金額わかりますか。

○ 社会・障がい者福祉課長

一応、契約額でもって判断いたしますと、契約金額は、平成18年度で3億5,812万4,164円になっております。これを会員数788名で除しましたら1人当たり45万4,472円になります。

○ 楡井委員

そうすると、補助金として出されている金額は、788人、実働ではないところで出されているということで確認させていただいていいですか。

○ 社会・障がい者福祉課長

今申し上げました補助金額2,390万円は、一応会員数で除した場合でございますので、シルバーでは、実は配分金といった考え方もございまして、今お尋ねの件につきましては、会員者788名で、1人当たり3万329円といった数字でございます。

○ 楡井委員

知的障がい者訓練支援費についてお尋ねいたします。ちょっと枠が広がるかもしれませんが、御容赦願ひたいと思ひますが、この知的障がい者訓練支援費、これに関する総数といひますか、知的障がい者の方たちの総数、それから、施設に入所している方の数、これは若干増加傾向にあるように見えます。そこで、総事業費が逆に半減している理由があると思ひます。その理由をお知らせ願ひたいと思ひます。

それから、利用者負担金というのが4分の1に減少しております。この理由について御説明願ひたいと思ひます。

それから、同時に総事業費が半減しておりますので、県の負担金等も半減しているわけですが、この県の負担金が2分の1という、国庫負担金2分の1、それから、県の負担金も比率がありますから、当然下るんでしょうけれども、そういう理解でいいかどうか。

以上についてお聞きしたいと思ひます。

○ 社会・障がい者福祉課長

身体、知的、それぞれお手元の資料でございますけれども、この資料は昨年10月でこの制度そのものが、新しいサービス体系に変わっております。したがって、平成16、17と18年度を比べましたら、数字的には下っておりますけれども、そういった理由でございます。

それと、利用者の負担金のところでの数字の減り方でございますけれども、もちろんこれも今申しあげました10月からの新サービス体系の移行と同時に、激変緩和措置がなくなりまして、そういった理由での減といったこともなっております。

それと、施設入所者数でございますが、一応これは今申しあげました10月で新しくサービス体系が、自立支援が変わっておりますので、一応、9月末の数字で御報告させていただきますと、肢体不自由児・者の更生施設入所者等含めまして、身体であれば101名、知的であれば、同じく9月末で287名、以上のとおりでございます。

○ 楡井委員

法の変更といいますか、改定によって10月からの新しくなった法で施行されている、そういう関係で数字の変更があるということですが、それでは、変更の後の数字はどうなったかということについては御答弁願いますでしょうか。

○ 社会・障がい者福祉課長

数字につきましては、正確にはまだ出ておりません。

○ 楡井委員

正確には出ていないということですが、3月までの決算の関係がありますから、できればきちんとしてもらった方がいいんじゃないかというふうに思います。

それと、もう1つ、最近新聞、テレビをにぎわせたコムスンの問題についてお聞きしたいんですが、コムスンに関連する事業所、飯塚市内にどれくらい、何箇所くらいあるものでしょうか。また、そこを利用している障がい者の関係の人はいかなるものでしょうか。

○ 社会・障がい者福祉課長

平成19年4月現在の調査によれば、本市では利用者が3名おられましたけれども、このうち1名の方は他の事業所へ変更されております。2名の方は現在も継続中でございますけれども、その後1名の新規利用者がおられます。こういった国のコムスンに対する行政指導によれば、コムスは他の事業所等への紹介等を行うように指導されておりますし、県または市におきましても、利用者からの相談に応じると、そういった対応を求められております。本市としましても、コムスン利用者の不安解消と継続的なサービス確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

新しい事業者に変更ということになるわけで、その影響が利用者の方たちに悪い方向で及ばないように、ひとつ今言われましたように、相談などには親身になってあげていただきたいというふうに思いますが、そこで、ちょっとページが変わりますが、この自立支援法の改定によって、利用者負担の影響が随分大きくなっているというふうに思われます。主に、この方々が低所得者の方が多いと思われまますので、金額の1万、2万というところがかなり大きいというふうに思われるわけですね。それで、アンケートなどの調査によりますと、1万円から3万円ぐらいまで値上げになった、負担がふえたと言われる方が、約53%ぐらいという資料もあります。これについて、飯塚市の方では調査が行われておりますでしょうか。

○ 社会・障がい者福祉課長

今質問者の方の53%といったところまでの把握はしておりませんが、利用者負担が1割となったということで、本市では、在宅サービスにつきましては、個人のデータの把握が非常に困難でございますので、施設サービスにつきましては、福岡県が行った施設の利用状況調査とい

うことで、約400人の方がおられますので、昨年8月現在では6名の方がサービスを中止されておられます。このうち4名の方は、引き続いて改正前のサービスを利用しておられますし、あるいはまた改正後のサービスを利用しておられますが、2名の方が、現在でも施設の利用をされておられません。この2名の方の利用中止の理由でございますけれども、1割負担によるものか、あるいはまたホームヘルパーを自分で必要としないといった、そういった理由によるかどうかは判明いたしません。このうち1名の方は、当時施設利用が無料であったということで、負担を伴うことから、今回の利用をされていないというふうに聞き及んでおります。

こうした方に対しまして、市としましては昨年12月に特別対策を実施しておりますけれども、利用者負担の減免制度の内容を改めて通知を行うなど、利用の啓発に努めてまいりたいというふうを考えております。

○ 楡井委員

いま一つ、これに関連してなんですけど、応益負担で、今言われたような被害といいますか、利用中止などが生まれてきているわけです。これで応益負担を今後どうするべきかというアンケートでは、かなりの高率の人たちが中止していただきたい、というようなふうに言われています。これは国の制度ですから、単に飯塚市1市がどうこうということにはならないと思いますが、今、御報告いただいたところによりますと、減免制度等が実施されておるというようなことでありますので、そのあたりをしっかりとフォローしていただいて、やめられた方は2人ですかね、今言われたと思います。そういう人たちへのフォローといいますか、後追いをきっちりやってもらって、障がいの方たちの方をバックアップする、そういう作業をしっかりやっていただきたいというふうに思います。

それから、いま一つ144ページになるんですけれども、心身障がい者自動車免許取得助成金というのがありまして、40万円が計上されていると思います。この40万円は何人分で40万円なのか、人数を教えてください。

○ 社会・障がい者福祉課長

利用者の方は4名でございます。

○ 楡井委員

4名で40万円、1人10万円ということであると思います。昨年は1人で10万円だったように記憶しております。

このことから考えると、先ほどの同和事業の中の高校生大学生の取得助成金、これが8人で223万円だったですか、220万円を超える金額が計上されているということについてのアンバランスを認識いたしたいと思います。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 15:30

再 開 15:30

委員会を再開いたします。

○ 楡井委員

それでは、155ページになりましょうか、生活保護についてお聞きしたいと思います。資料によりますと、資料が25ページになりますか、この一覧表を見ますと相談件数、これが前年度に比べて15%ぐらい減っているんじゃないでしょうか。この相談件数が15%減ったということについては、何を意味しているかについて御答弁願いたいと思います。

○ 保護1課長

相談件数が減っております。保護の動向につきましては、社会情勢の微妙な変化に左右されるものと考えます。相談件数が減少した理由につきましては、平成18年度は雇用状況の目安

となります飯塚市の有効求人倍率は、平成17年度の4月は0.50倍、8月は0.54倍、12月は0.65倍であったものが平成18年の4月では0.56倍から8月は0.62倍となりまして、12月には0.74倍となるなどの求人状況の向上が見られ、保護の相談件数が減少したものと考えます。相談件数は減少しておりますが、世帯主の傷病、失業、預金等の減少・消失などによりまして、保護世帯は増加しております。

○ 楡井委員

それから、申請件数なんですけど、申請件数が25%減少しています。申請件数の内容を資料としては後でお願いした分としていただきました。このことについて、どういうふうな分析になっているのか、これについてお尋ねいたしたいと思います。

○ 保護1課長

申請に際しましては、面接相談員を配置いたしまして、きめ細かい相談業務によりまして、年金制度や医療制度などの他法他施策の活用、それから具体的には、国民年金、厚生年金等の受給権の調査や児童扶養手当の申請、雇用保険、傷病手当金の請求申請の指導等によりまして、生活保護の申請までいたらなかった世帯の増加によるものと考えます。ケースワーカーの強制的指導は行っておらず、適正な自立助長の指導に努めております。

○ 楡井委員

それでは、次に、廃止件数ということについての、分析はどうでしょう。例えば、338件が廃止ということに、今なっております、これは別の資料でいただきました内容によりまして、収入の増加で廃止になったという件数が50件ありました。これは多分収入の増加ということですから、先ほどの雇用情勢との絡みもありまして、就労したんじゃないかというふうに思われますが、北九州市のこのようなことも考えられんことはないというふうに思いますが、この50件に対する、その後のフォローといいますか、これは万全にできておりますでしょうか。

○ 保護1課長

廃止後のフォローにつきましては、就労開始による廃止ケースの場合は、収入が不安定であり、また給料は翌月となるため、直ちに廃止とはせず、まず停止にいたしまして、いつでも再開できる状態にしまして、世帯の収入状況を観察し、最長6カ月後、本人に正確な事実の確認をいたしまして、最終的に廃止しております。

また、辞退届などの提出があった場合は、本人の辞退の意思の確認をいたしまして、就労収入の状況や生活状況を確認し、状況が変化して再度生活に困窮した場合は、いつでも相談していただくよう指導をしております。

○ 楡井委員

就労後の、廃止後のフォローは、かなり綿密に、今の御報告であれば、かなり綿密にやれているのではないかとこのように思いますが、そういう状況の中で、相談件数、そして申請件数、さらには、開始件数というのがずっと下ってはいっておりますが、依然として保護率が増加している。この原因については、どういうふうにお考えでしょうか。

さらに、40歳未満で保護の受給を始めている人が23%ぐらいになっているんじゃないでしょうか。4分の1近くを占める若年者の保護開始については、同時にどんなふうにご考えておられるのかについてお聞きしたいと思います。

○ 保護1課長

まず、相談件数、申請件数、開始件数が減っているのに、保護率が上がっているのはということですが、保護廃止件数の人員は450人、他市町村への転出人員が232人、減少した人員の計が682人、これよりも保護開始件数の人員648人、これが出産や被保護世帯への転入人員123人、これで増加した人員の計771人の方が廃止件数よりも人員よりも多いなどのことによりまして、被保護人員が増加していること、および保護率の算出基礎となります人

口が減少していることから、保護率も増加しているものではないかと推測いたしております。

それから、若い人が目立つのではないかとということでございますが、C型肝炎、それからうつ病など、健康状態に問題のある人の増加およびリストラによる失業などの社会情勢の変化が若年層に影響しているものと推測いたしております。保護申請者467人のうち、50歳未満の方は176人で、全体の37.7%を占めております。

○ 楡井委員

保護率が増加していることの内容については、この表だけでも338件が廃止になって391件が保護率、相談とか、あれは減ったにしても申請が減ったにしても開始数と廃止数の差が出ていますから、当然かなというふうには思いますし、また今言われた内容も含めれば納得できるところではあります。

ただ、この40歳未満の方たちが、かなりの比率を占めているという状況の中で、その人たちがどういう世帯かなという数字も示していただきました。これで、主には母子世帯なんですね。30歳未満の世帯では、母子世帯が19世帯、30歳から40歳の関係では33世帯、そして、50歳から40歳の関係では14世帯ということで、母子世帯の比率が、若い人の中では非常にふえてきているということについては、先ほど言われたC型肝炎、ないしはうつ病、それから失業と、失業は若干当たるかもしれませんが、そういう理由ではないような気がするんですけども、1つ現在の世相の反映かなというふうにも思いますが、これについては、いかがお考えでしょうか。

○ 保護1課長

母子世帯が若年層に多いというのは、やはり委員おっしゃるとおり世代の情勢だと、私も考えております。

○ 楡井委員

それでは、新聞報道等によりまして、北九州市がやっていた水際作戦っていうんですか、保護についての一定の数字を決めて、それを貫いていくといいますか、保護の申請を断っていく、そういうふうな方式がまずとられていて、これが間違いだということで断定されました。

この教訓は飯塚市も学ぶ必要があるというふうに思います。その一端として、先ほど保護を切って就労した人のフォローにつながっているんじゃないかというふうに思いますが、今後これを市政にどう反映していくのかということについて、答弁をお願いしたいというふうに思います。

○ 保護1課長

本市におきましては、保護の相談があった場合には、保護制度の説明をし、生活保護申請の意思のある方には、申請書を交付しております。申請書の提出により、手持ち金、預貯金等の有無、扶養義務者の援助の見込み、資産の有無を調査し、生活保護は必要な方には保護を開始しております。申請から保護開始までの間、生活費がない方については、民生金庫の貸付制度により保護開始までの対応をしております。

また、生活保護の辞退届の提出を受けた場合には、辞退後の生活維持の方法を聞き、保護辞退後に被保護者が窮迫状態にならないよう収入の見通しや生活状況を確認しております。また、直ちに廃止とはせず中止にし、最長6カ月間はいつでも再開できる状態にしております。北九州市においては、申請の意思があるにもかかわらず申請書を交付しなかったこと、それから、辞退届の提出を受けたときに、就労先や収入を確認していなかったことが問題点となっております。本市においては、生活保護を必要とする方には、適正な対応を行っており、北九州市の今回のようなことはあり得ません。

なお、参考までに本年度実施いたしました福祉大学系の社会福祉援助現場実習の実習生の感想文を紹介させていただきます。「生活保護の受給を絞ろうとする傾向は、各地に自治体に広がっていると批判の声が上がるのに対し、飯塚市役所では、個人を尊重する考え方等が

よい印象であった。」このように、新聞で書かれていることと飯塚市の現場の実情の違いを知り、職員の対応の難しさを改めて学んだとの感想文を述べています。保護課といたしましては、今後もきめ細かい相談業務を行うとともに、適正な保護行政に努めてまいりたいと考えております。

○ 八児委員

それでは、161ページの健康づくり推進費の中で、13節委託料の中に、妊婦健診審査委託料というのがありますけれども、これの現在の状況について、内訳ですかね、ちょっと教えていただきたいと思います。

○ 健康増進課長

平成18年度の実績につきましては、妊婦健診、前期と後期1回ずつ行っております。なお、超音波を行っております。1回目が1,124人、2回目が1,001人、超音波が111名、受診延べ人数といたしましては24人ということになっております。

○ 八児委員

妊婦健診は、実際、妊婦の方が健診を出産まで受けられる回数は、一応13回と聞いておりますけれどもそうでしょうか。

○ 健康増進課長

国の方の妊婦健診の指針におきましては、13回から14回妊婦健診が望ましいというふうを示しております。

○ 八児委員

そこで、やはり、この11回は自費になっております。本当に1回当たりの大体金額とかわかりますか。

○ 健康増進課長

平成18年度の実績で申し上げますと、1回目が6,470円、2回目が5,970円、それと、超音波が5,000円でございます。

○ 八児委員

少子高齢化に向けて、負担がかなり、11回は自己負担という形になっております。そういうことで、負担がやはりたくさんあるではないかと、少子高齢化の上に立っては、やはり負担を軽減していくべきではないかと思っております。

また、県の方も5回無料化について推進をしておるということで聞いておりますけれども、これについてお聞かせ願いたいと思います。

○ 健康増進課長

県の方でも、県議会の方で厚労省の妊婦健診のあり方、妊婦健康診査の交付負担の望ましいあり方といった指針が出ておりますが、これに基づきまして県知事の方が5回実施といった方針を回答されております。

○ 八児委員

我が飯塚市としては、今後どのような方向で考えておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

○ 健康増進課長

実施につきましては、さきの議会の一般質問にもございましたけれども、先ほどお答えいたしました国の厚生省の指示に基づきます5回実施といったことを基本といたしまして、来年の4月から実施できますように、一応関係所管の方と協議検討をいたしております。

○ 八児委員

もう一応その答弁で納得しておりますので、今後ともよろしく願います。

○ 江口委員

続きまして、167ページ、ごみ処理費の中の11節需用費、消耗品費、指定ごみ袋債務負

担行為分についてお聞きいたします。こちらの方は、ごみ袋、販売用のごみ袋の作成費と思いますが、そういった理解でよろしいでしょうか。あとあわせて債務負担行為がかかっておりますので、その経緯についてはお聞かせください。

○ 環境整備課長

御質問者のとおり、これは現飯塚市の指定袋でございます。また、債務負担行為につきましては、合併前にごみ袋を作成いたしまして、合併と同時に市民の方に使っていただくという意味で債務負担行為を起ししながら、ごみ袋を作成し、また販売していた経緯でございます。

○ 江口委員

そのごみ袋の作成についてなんですけど、旧飯塚は、今あるような丸っこいやつではなくて、平べったい、もうごみ袋が積み重なって袋に入っている形でした。今回丸のロール式っていうんですか、ロールになっているやつにかわっているんですけど、それぞれの作成単価の違い、並びに選ばれた理由についてお聞かせいただけますか。

○ 環境整備課長

まず、コストの面のお尋ねかと思いますが、これにつきましては、合併協議の中の環境分科会におきましてごみ袋の形状を決定するための検討材料として、当然ロール式と平判式の袋の作成費の比較を行っております。で、その当時、ごみ袋の大きさや形状などの違いはありましたが、新市における各種類のごみ袋の総数を77万2,000冊と推定しまして、旧穂波町、筑穂町の単価、それから、旧飯塚市の単価をそれぞれのごみ袋の種類ごとにかけて、算出した経緯がございます。当然、平判式の方が作成費はるかに安いという試算をいたしております。その当時の試算といたしましては、ごみ袋の単価につきましては、1袋あたりが13円と少々だったというふうに考えております。また、メリット、デメリットというお尋ねかと思いますが、先ほどのコストにつきましても、同じように、このメリット、デメリットにつきましてもその当時1市4町の担当者が幾度となく検討を重ねた経緯がございます。その中で、まず平判式の唯一のメリットといたしましては、製作費がロール式に比べて安いということでもあります。また、デメリットにつきましては、平判式は破損や枚数の違い、底のシール部分が弱いなどの苦情があります。ロール式のメリットにつきましては、袋1枚ごとに保証番号が入っており、品質管理が万全で同じ厚さの他の製品と比べましても強度が均一で使い勝手が非常に良く、市民のクレームがないこと、また、外包装をなくし、部分的に紙ラベルでとめるだけの簡易包装や生産過程のロスが少ないので、平判式と比べごみの減量化になること。それから、回収する人のけがを防止するために、袋の下にも取っ手がついていることや視覚に障がいがある人のために凹凸模様を入れ、ごみ袋の種類が確認できるなど、利用する人に優しいことでもあります。

以上のような理由などによりまして、その当時安価な平判式ではなく、環境や人に優しいロール式を採用したものであります。

○ 江口委員

すみません、今コストの分なんですけど、13円余りというお話しがあったんですけど、片一方は幾らで片一方は幾らでっていうやつがなかったと思います。その部分をお答えいただけますか。

○ 環境整備課長

失礼いたしました。平判式につきましては8円ぐらいでございました。

○ 江口委員

旧飯塚の平らなやつだったら10枚当たり約8円、今の作成方式だったら、約13円、5円の差があるわけでありまして、で、確かに、旧飯塚の袋、破れるという話しがあったかと思えます。確かに、今の袋になって、それについては余りないかと思うんですけど、これから先、このときにそうやってやられている理由はわかりました。確かに、お金を出して買っていて、

ぼんぼん破れたんじゃ、それこそ、そんなもの販売するなっていうふうな形でなるかと思いますので、その結果についてはわかりません。ただ、これから後作成するとき、今さっき言われたような欠点がないのはもちろんのこと、ただ、その中でも安いという部分も必要だと思っておりますので、その分について検討しながらお願いをいたします。

○ 委員長

では、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

○ 永露委員

先ほど、楡井委員の方から生活保護についてのお尋ねがいろいろございました。私も、長いことおりますけれども、なかなか生活保護ということに対して、自分自身が疎い面がたくさんありまして、理解がなかなかいかない点がたくさんあったんですけども、この際少し勉強してみようと思ひまして、端的にお尋ねいたしますけれども、例えば、60代の、男性でも女性でもいいんですけども、60代の方の、いわゆる生活保護費ですか、生活保護費は幾らになりますか。

○ 保護1課長

60歳から69歳の方の場合の生活費の基準は、単身の方で6万8,800円でございます。それから70歳以上の方では6万5,870円でございます。これに、家賃と医療費が必要な場合は、これに加算されます。

○ 永露委員

これにもろもろの控除があると思うんですけども、一番大きいのが医療費だと思います。そして、家賃については、飯塚では上限幾らになっておりますか。

○ 保護1課長

家賃につきましては、最高が3万1,600円でございます。

○ 永露委員

今回の決算書の中にも保護人員が平成18年度、6,000人、そして全額で、総額90億円の扶助費が出ておるんですけども、そのうちの50億円が医療扶助ですね。ですから、総扶助費の中の半分以上が医療扶助という形になっておる現実があるんです。それで、単純に6,000名で割ってみますと、年間1人当たり80万円ぐらいの扶助費が、医療費の扶助費額になるんですよ。それで、先ほど課長言われました60代で6万8,800円ですか、これに医療費、家賃等の扶助がもろもろの条件で違いますけれども、加算されますと、ゆうに実質的に10万円を超える金額が扶助費として総額支払われているものだろうと思います。そこでお尋ねいたしますけれども、比較といたしまして、今国民年金がいろいろ言われておりますけれども、国民年金で、例えば、今原則65歳の支給というふうになっておりますけれども、65歳の単身の方での40年満額の支払いで満額になりますと幾らもらえますか。

○ 保護1課長

国民年金を満額40年かけられた方は1カ月に6万6,008円支給されております。

○ 永露委員

今言われましたように、40年間ある意味義務として国民年金をずっと支払ってきて、65歳になってもらえる金が月6万6,000円ですよ。それに比べて、最初にお断りしておきますけれども、私は生活保護はどうこうということを申し上げておるわけではないんです。生活保護そのものは、これは国の指針として必要なものであるという認識の上でお尋ねをしております。ところが、同じ65歳で単身で、生活保護になると6万8,800円、これにもろもろ加算されて、大体10万円ぐらいにはなろうと思います。その単純比較にはならないんですけども、いわゆるこの生活保護をもらう方というのは、基本的には国民年金受給者ではないわけですよ。あっても、大部分不足しておるとかいう状況だろうと思うんですが、そういう理解でいいんですか。

○ 保護 1 課長

国民年金が、例えば、保護の基準が10万円といたしまして、国民年金を月に5万円受給されている方につきましては、保護の基準額のあと5万円が上乗せされて支給されるような形になっております。

○ 永露委員

としますと、仮に、その方が、例えば、極端な話しですけれども、意図的に一度も国民年金を支払わずに、例えば65歳まで来ましたと。そして、働ける状況ではない、そういう場合にも申請すれば申請条件にも当然合致しなければならないことは当然ですけれども、そういう状況であれば、生活保護以外支給されるわけでしょう。

○ 保護 1 課長

その方が保護を必要とされる場合は、保護は適用されます。

○ 永露委員

としますと、これ単純に考えると、国民年金が払わん方がいいじゃないですか。極端な例ですけれども。結果としてそうなるわけでしょう。意図的に払わなくても本来ならば国民年金が受給できるような年齢になったときに、何らかの条件で就労不可能だと、もろもろの条件が生活保護の受給に合致するという状況であれば、これは年金よりも余計もらえるんですよ。これはもう国の政策ですからということで恐らく言われるんでしょうから、これは市に関係ありませんって言われるでしょうけれども、部長、則松さん、あなたどう思われますか。

○ 児童社会福祉部長

委員御指名でございます。私の言いたい答弁を先に言われたみたいでございますけれども、確かに、委員言われますように、この問題につきましては、今年の予算特別委員会であったと思います。課長も答弁いたしておりますとおり、70歳の高齢者の方の生活保護費が6万5,830円、それで、国民年金が約6万6,000円というところで、その差がわずかに130円と、生活保護の場合は、言わっしゃるように、医療費から介護、家賃、出ると。現実のところ、今のこれまさに、憲法の25条に基づきます生存権の保障、または自治法に基づくところの第1号の法定受託事務という国の制度にはなっております。そこら辺の40年間かけ続けた人が生活保護をもらえないと生活ができないというような国のこの社会保障制度、これはもう私も非常に大きな問題であると。国の方もそこら辺のところは、いろいろ最重要課題として討議されておるところだと思いますけれども。例えば、今いつも言いますように、県、九州、全国市長会等を通じて、生活保護制度の抜本的な見直しについて強く求めておるところでございます。そういったところを受けまして、厚生労働省の社会保障審議会あたりにおいて、今言われますごく一部分のところだけ御紹介させていただきますけれども、高齢者で年金を1円も掛けていない人と40年間掛け続けた人、生活保護をもらえば、そっちの方が有利だよと。今の見直しの中で、生活保護を受給されておって年金が、課長先ほど言いましたけど、年金が5万円あると。で10万円が最低基準で年金が5万円あったら、差し引き5万円の生活扶助費という今はやり方です。これをやはり年金の掛け金を掛けておる人については、今は5万円を全部控除しておりますけれども、例えば、半分だけ、今まで掛け金を掛けていただいたから5万円を引くとやないで、これは例えば、架空の数字ですけども、3万円、2万円は今までの掛け金を納めていただいた努力評価と、そういった観点での、今後いずれにしても、国、社会保障制度、要らんことですけど、消費税の問題等々も含めて、論議されていくことになっていくだろうというふうに考えております。私ども飯塚市の職員といたしましては、先ほど来々から、課長答弁しておりますとおり、適正な生活保護の執行について今後とも進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○ 委員長

ちょっと決算の方と絡めてやってください。ちょっと生活保護員の制度に陥りかけていると

思いますので、よろしく申し上げます。

○ 永露委員

そこで、市長、今お聞きのとおりです。これからがあなたの仕事だろうと思うんですよ。ですから、現実問題としてそういう矛盾を抱えておる問題ですので、例えば市長会等でそういう矛盾点の解消に向けての働きかけをぜひ強くやっていただきたいというふうに思いますが、決意はいかがでしょうか。

○ 市長

今の問題もそうですけれども、また交付税の問題等、本当に地方は非常に厳しい状態に陥っているということは、先週の、佐賀の九州市長会の方でも出ていました。そういうものを含めて、ちょっと国の施策が余りにも地方負担が多過ぎるという形で、もう少し大きな声を出そうというふうな形で、市長会の方でも話し合っておりますので、今の永露議員の問題に関しても同じことだと思いますので、それを含めてやっていきたいと思っております。

○ 永露委員

同じく扶助費が今年約90億円、総額、扶助費だけで約90億円、そのほかの人件費等を含めた総務費が約5億円あるんですよ。で、総額95億円という非常に大きな金額になってきております。それで、扶助費のうちの4分の3は、たしか国が負担をされるというふうに聞いております。その他にことについて、どのような状況にあるのか、財政課長にお尋ねをいたします。

○ 財政課長

扶助費の義務負担のことについてのお尋ねでございますが、委員も御承知のとおり、地方交付税制度というのがあります。これについては、地方交付税につきましては、基準財政需用額と収入額、その差し引きが普通交付税ということで交付されます。その基準財政需用額の算定の中に、今申されました4分の1の分については、一応、カウントされるようになっておりますので、交付税いろいろ積算方式がありますが、生活保護の分につきましては、4分の1については、おおむね交付税の基準財政需用額の中に算定される状況でございます。

○ 永露委員

課長がいみじくも言われましたように、4分の1については一応とか、おおむね、こういう表現で交付税に参入されておるものと考えておりますという表現でしか言えないだろうと思うんですけども、私どもわかりませんが、現実問題として、確かにこの4分の1に相当する額が、交付税に参入されているのですか。例えば、確認の方法といったものはありますか。それもなく、ただ一応、おおむねというふなところでしか現在は判断できないのでしょうか。

○ 財政課長

生活保護の受給者の伸びとか、そういうことが算定基礎になりますので、前年度の生活保護者の数値とか、そういうことが算定基礎になっておりますので、補助金とか、負担金のように4分の1、はっきり数字が入っているというような状況でありませんので、そういう表現をさせていただきます。

それと、また普通交付税につきましては、もう地方の一般財源という取り方をしておりますので、補助金の裏が、そのまま交付税で入ってくるというようなこともしておりませんので、一応、一般財源ということで参入されております。

○ 永露委員

ですから、本来ならば、国が4分の3を負担し、残りの4分の1も、すなわち4分の4全額を負担すれば一番わかりやすいんですけども、これは国の方策として、少しでも地方を縛っておこうという魂胆なんです。だから、全額負担金としてやれば、何も問題ないんですよ。それを何でわざわざ4分の3だけ負担金として出して、4分の1だけを、あくまでも交付税の中に参入するといったややこしいやり方を何でするのかというのが、私ども根本的にあるわけなん

です。ですから、市長、これも先ほどのことと同じなんですけども、そういう何かこう国は少しでも自治体の財布を握っておきたいというのが物すごくあるんです。ですから、こういうこともなくしていくべきだと思うんです。本来ならば、4分の4全額を国の負担金として、歳入として上げれば一番いいんですけども、そういうやり方をしないというところに、市長もこれから、また先ほどと同じですけども、市長会等を通じて、ぜひ声を上げていていただきたいということを要望しておきます。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、第3款民生費および第4款衛生費についての質疑を終結いたします。

お諮りします。認定第1号から認定第13号までの13件、および認定第18号の以上14件については、本日の審査はこの程度にとどめ、明10月24日、午前10時から委員会を開き、審査したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案14件については、本日の審査をこの程度にとどめ、明10月24日、午前10時から委員会を開き、審査することに決定いたしました。

以上をもちまして、平成18年度決算特別委員会を散会いたします。お疲れ様でした。

(散 会) 16 : 14